

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社みずほコーポレート銀行

(501005)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	9
4 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	43
3 【対処すべき課題】	43
4 【経営上の重要な契約等】	43
5 【研究開発活動】	43
第3 【設備の状況】	44
1 【主要な設備の状況】	44
2 【設備の新設、除却等の計画】	44
第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
(1) 【株式の総数等】	45
【株式の総数】	45
【発行済株式】	45
(2) 【新株予約権等の状況】	51
(3) 【ライツプランの内容】	51
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	51
(5) 【大株主の状況】	51
(6) 【議決権の状況】	53
【発行済株式】	53
【自己株式等】	53
2 【株価の推移】	53
3 【役員の状況】	54
第5 【経理の状況】	55
1 【中間連結財務諸表等】	56
(1) 【中間連結財務諸表】	56
【中間連結貸借対照表】	56
【中間連結損益計算書】	57

【中間連結株主資本等変動計算書】	58
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	61
【事業の種類別セグメント情報】	105
【所在地別セグメント情報】	106
【海外経常収益】	107
(2) 【その他】	110
2 【中間財務諸表等】	111
(1) 【中間財務諸表】	111
【中間貸借対照表】	111
【中間損益計算書】	113
【中間株主資本等変動計算書】	114
(2) 【その他】	135
第6 【提出会社の参考情報】	136
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	137
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月27日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 鶴田 悟
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 鶴田 悟
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度中間 連結会計期間	平成18年度中間 連結会計期間	平成19年度中間 連結会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	873,557	1,071,446	1,434,632	1,910,249	2,426,429
連結経常利益	百万円	228,908	244,608	178,516	492,288	418,389
連結中間純利益	百万円	177,010	217,771	146,311	-	-
連結当期純利益	百万円	-	-	-	426,751	336,569
連結純資産額	百万円	2,515,314	4,029,147	4,269,419	3,136,874	4,700,394
連結総資産額	百万円	76,474,067	80,202,033	86,080,171	77,295,741	84,271,020
1株当たり純資 産額	円	169,521.12	263,896.48	276,436.32	249,743.63	307,548.14
1株当たり中間 純利益	円	25,817.56	31,427.85	20,976.50	-	-
1株当たり当期 純利益	円	-	-	-	52,205.64	38,738.64
潜在株式調整後 1株当たり中間 純利益	円	21,613.06	29,482.12	20,208.08	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益	円	-	-	-	46,035.37	36,828.60
自己資本比率	%	-	3.89	3.72	-	4.14
連結自己資本比 率(国際統一基 準)	%	12.91	12.75	13.05	12.81	14.01
営業活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	1,676,278	250,210	1,271,232	1,612,282	1,931,714
投資活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	1,163,865	455,706	1,249,144	918,893	1,841,453
財務活動による キャッシュ・フ ロー	百万円	1,116,058	190,199	419,777	1,079,236	32,579
現金及び現金同 等物の中間期末 残高	百万円	606,072	429,654	509,045	-	-
現金及び現金同 等物の期末残高	百万円	-	-	-	824,523	949,806
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	10,111 [1,124]	11,061 [1,285]	12,028 [1,297]	10,270 [1,161]	11,253 [1,226]

(注)1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、平成18年度から相殺しております。
4. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
5. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
6. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計 - 期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
経常収益	百万円	756,476	809,531	1,078,153	1,537,639	1,804,217
経常利益	百万円	270,369	201,488	188,835	478,924	313,609
中間純利益	百万円	228,657	213,280	173,779	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	486,560	323,131
資本金	百万円	1,070,965	1,070,965	1,070,965	1,070,965	1,070,965
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		6,906	6,975	6,975	6,906	6,975
		第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式
		64	64	64	64	64
		第三回第三種優先株式	第三回第三種優先株式	第三回第三種優先株式	第三回第三種優先株式	第三回第三種優先株式
		53	53	53	53	53
		第六回第六種優先株式	-	-	第六回第六種優先株式	-
31	-	-	31	-		
第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式		
85	85	85	85	85		
第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式	第九回第九種優先株式		
121	121	121	121	121		
第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式	第十一回第十三種優先株式		
3,609	3,609	3,609	3,609	3,609		
純資産額	百万円	2,331,877	3,148,189	3,250,127	3,174,234	3,500,066
総資産額	百万円	59,954,672	63,409,424	66,260,046	62,208,622	66,111,474
預金残高	百万円	20,948,786	18,852,054	19,179,872	18,807,113	19,257,823
債券残高	百万円	5,098,719	3,795,920	2,689,560	4,657,501	3,203,020
貸出金残高	百万円	25,606,151	28,099,488	29,095,862	28,263,509	28,734,856
有価証券残高	百万円	18,162,428	17,774,802	17,877,411	15,929,624	19,457,137

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期			
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月			
1株当たり配当額	円	普通株式	-	普通株式	-	普通株式	8,775	普通株式	19,032
		第二回第四種優先株式	-	第二回第四種優先株式	-	第二回第四種優先株式	42,000	第二回第四種優先株式	42,000
		第三回第三種優先株式	-	第三回第三種優先株式	-	第三回第三種優先株式	11,000	第三回第三種優先株式	11,000
		第六回第六種優先株式	-	-	-	第六回第六種優先株式	8,200	-	-
		第八回第八種優先株式	-	第八回第八種優先株式	-	第八回第八種優先株式	47,600	第八回第八種優先株式	47,600
		第九回第九種優先株式	-	第九回第九種優先株式	-	第九回第九種優先株式	17,500	第九回第九種優先株式	17,500
		第十一回第十三種優先株式	-	第十一回第十三種優先株式	-	第十一回第十三種優先株式	16,000	第十一回第十三種優先株式	16,000
自己資本比率	%	-	4.96	4.90	-	5.29			
単体自己資本比率(国際統一基準)	%	12.77	13.95	14.42	14.00	15.22			
従業員数 [外、平均臨時 従業員数]	人	7,116 [1,040]	7,873 [1,157]	7,568 [1,204]	7,349 [1,082]	8,012 [1,185]			

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、平成19年3月から相殺しております。

4. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

5. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

2【事業の内容】

「みずほフィナンシャルグループ」（以下、当グループ）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社137社及び持分法適用関連会社22社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用・管理業務などの金融サービスを提供しております。

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当中間連結会計期間における主な子会社等の異動は以下のとおりです。

（銀行業）みずほコーポレート銀行（中国）有限公司を平成19年6月1日に新規設立いたしました。

なお、当行の平成19年9月30日現在の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

(注)平成19年10月1日付で、当行において以下の組織変更を実施いたしました。

- (1) 金融・公共法人ビジネスユニット内の「登録部」を廃止し、「資本市場部」に統合いたしました。
- (2) インターナショナルバンキングユニット内に「海外営業推進部」を設置し、その中に「アジア室」を設置いたしました。同部の設置に伴い、「国際管理部」の「海外営業推進室」の名称を「営業推進室」に変更いたしました。「欧州営業第三部」を「欧州レバレッジドファイナンス営業部」に再編いたしました。また、「アジア営業部」を廃止し、「アジアレバレッジドファイナンス営業部」を設置いたしました。
- (3) グローバルトランザクションユニット内の「グローバルトレードファイナンス営業部」の「シンガポール室」の名称を「アジア室」に変更いたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業：(株)みずほコーポレート銀行、オランダみずほコーポレート銀行、カナダみずほコーポレート銀行、米国みずほコーポレート銀行、ドイツみずほコーポレート銀行、インドネシアみずほコーポレート銀行、みずほコーポレート銀行(中国)有限公司、みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション、MHCBAアメリカ・ホールディングズ

証券業：みずほ証券(株)、新光証券(株)、みずほインターナショナル、スイスみずほ銀行、米国みずほ証券

その他：確定拠出年金サービス(株)、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)

3【関係会社の状況】

- (1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社はありません。
- (2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。
- (3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

(持分法適用関連会社)

ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社

ポラリス第一号投資事業有限責任組合

- (4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
瑞穂実業銀行(中国) 有限公司	中華人民共和国 上海市	4,000,000 千人民元	銀行業務	100.0 (-) [-]	10 (-)	-	預金取引関係 業務受託関係	-	-

(連結子会社)

証券業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
Mizuho Investment Consulting(Shanghai) Co., Ltd.	中華人民共和国 上海市	10,000 千人民元	コンサルティ ング業務	100.0 (100.0) [-]	-	-	-	-	-
Greater China Investments GP (Cayman)Limited	英国領 ケイマン諸島	1 千米ドル	金融業務	50.0 (50.0) [-]	-	-	-	-	-

(連結子会社)

その他事業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
Quercia Funding S.R.L.	イタリア共和国 ペローナ市	10 千ユーロ	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Hoplon Trust	米国デラウェア 州 ウィルミントン 市	-	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Capell Farm Finance Limited	英国 ブリストル市	1 千英ポンド	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Library Place CLO Ltd	英国領 ケイマン諸島	50 千米ドル	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
B/F Trust 02-C	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	-	リース業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
MAC Trailer Trust 2003	米国 デラウェア州 ウィルミントン 市	-	リース業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
MGC Advanced Polymer Trust	米国 コネチカット州 ハートフォード 市	-	リース業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-
Greater China PE Fund, L.P.	英国領 ケイマン諸島	373 千米ドル	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-

(持分法適用関連会社)

その他事業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
環境エネルギー1号投 資事業有限責任組合	東京都品川区	142 百万円	金融業務	- (-) [-]	-	-	-	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。

3. 上記会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	9,039 [1,186]	2,805 [110]	184 [1]	12,028 [1,297]

- (注) 1. 従業員数は、各連結会社において、それぞれ出向者を除き、受入れ出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,302人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)
7,568 [1,204]

- (注) 1. 従業員数は、出向者を除き、受入れ出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、執行役員39人、嘱託及び臨時従業員1,213人を含んでおりません。
2. 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
3. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数(出向者を含む。)は3,213人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

業績

(1) 金融経済環境

当中間連結会計期間の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国ではサブプライム住宅ローン問題等を背景にやや成長が鈍化しましたが、中国を始めとするアジアでの高成長により、総じて堅調に推移しました。日本経済につきましては、輸出の堅調により企業業績の改善は続きましたが、個人消費の伸び悩み等により、国内需要の伸びは鈍化しました。物価につきましては、世界的な商品市況上昇等により、国内においても企業物価の上昇が続いたものの、耐久消費財の下落等から消費者物価の前年比はゼロ%近傍で推移しました。これらを受けて、日本銀行は金利の引上げを見送っています。

また、国内の金融資本市場におきましては、株価は米国経済の減速懸念等を背景に一時下落しましたが、その後はほぼ横ばいで推移しました。長期金利につきましては、日本経済の堅調に伴う利上げ期待から一時上昇しましたが、米国金利の低下の影響もあり、当中間期後半は期初の水準で推移しました。

金融界においては、各金融機関がそれぞれの特色を活かした戦略を展開しております。当グループにおいては、こうした環境変化を踏まえ、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

(2) 当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）の概況

(ア) 連結の範囲

当中間連結会計期間の連結の範囲は、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しておりますとおり、連結子会社は59社、持分法適用関連会社は21社であります。

(イ) 業績の概要

当中間連結会計期間の業績は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）の連結損益状況

当グループは、事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の総仕上げとして、「ビジネスポートフォリオ戦略」の実行による収益力の増強と「コーポレートマネジメント戦略」の推進による内部管理態勢の更なる強化により、企業価値の増大に努めてまいりました。

また、中国現地法人の設立や海外拠点網の更なる拡充、海外の有力金融機関との提携等、グローバル化を強力に推進いたしました。

かかる中、連結経常収益は前年同期比3,631億円増加し1兆4,346億円、連結経常費用は同4,292億円増加し1兆2,561億円となり、連結経常利益は同660億円減少し1,785億円、連結中間純利益は同714億円減少し1,463億円となりました。

収支面では、資金運用収支は前年同期比50億円減少し1,941億円（国内963億円、海外1,089億円、但し相殺消去額控除前）、役務取引等収支は同38億円増加し812億円（国内485億円、海外331億円、但し相殺消去額控除前）、特定取引収支は同5億円増加し717億円（国内854億円、海外136億円）、その他業務収支は同24億円増加し136億円（国内27億円、海外163億円）となりました。

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日現在）連結貸借対照表

[資産の部]

貸出金は前連結会計年度末比8,751億円増加し30兆1,814億円、有価証券は同1兆6,369億円減少し17兆4,333億円、特定取引資産は同1兆7,557億円増加し11兆2,800億円となりました。

この結果、資産の部合計は、前連結会計年度末比1兆8,091億円増加し86兆801億円となりました。

[負債の部]

預金は前連結会計年度末比2,355億円増加し20兆1,687億円、譲渡性預金は同263億円増加し7兆3,958億円、債券は同5,134億円減少し2兆6,893億円となりました。また、売現先勘定は前連結会計年度末比6,972億円増加し13兆4,803億円、コールマネー及び売渡手形は同376億円増加し9兆1,771億円、特定取引負債は同2,870億円減少し7兆6,322億円となりました。

この結果、負債の部合計は、前連結会計年度末比2兆2,401億円増加し81兆8,107億円となりました。

[純資産の部]

純資産の部合計は前連結会計年度末に比して4,309億円減少し4兆2,694億円、1株当たり純資産額は276,436円32銭となりました。

(3) 自己資本比率

前連結会計年度よりバーゼル 自己資本比率を算出しております。国際統一基準による連結自己資本比率は13.05%、また単体自己資本比率は14.42%となっております。

(4) セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他の事業に区分して記載しております。

連結経常利益は1,785億円で、その内訳は、銀行業2,170億円、証券業 387億円、その他の事業33億円（但し、相殺消去額等控除前）となっております。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して記載しております。連結経常利益の内訳は、日本1,194億円、米州529億円、アジア・オセアニア251億円、欧州 86億円（但し、相殺消去額等控除前）となっております。また、海外経常収益は、連結経常収益 1兆4,346億円に対して53.9%（前年同期比2.0ポイント増）となっております。

キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、特定取引資産の増加等により1兆2,712億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の保有残高の減少等により1兆2,491億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い及び少数株主への払戻しによる支出等により4,197億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は前連結会計年度末比4,407億円減少し5,090億円となっております。

・事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で前年同期比12億円減少し1,898億円、相殺消去額控除後合計で同50億円減少し1,941億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で前年同期比47億円増加し542億円、証券業で同40億円減少し197億円、その他の事業で同20億円増加し54億円、相殺消去額控除後合計で同38億円増加し812億円となりました。特定取引収支は、銀行業で前年同期比425億円増加し746億円、証券業で同420億円減少し 28億円、合計で同 5 億円増加し717億円となりました。その他業務収支は、銀行業で前年同期比29億円増加し145億円、相殺消去額控除後合計で同24億円増加し136億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他の事業	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	191,174	8,973	1,096	2,064	199,179
	当中間連結会計期間	189,889	5,975	1,399	3,143	194,120
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	598,545	206,731	2,240	35,490	772,026
	当中間連結会計期間	792,216	311,517	3,304	58,996	1,048,041
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	407,371	197,758	1,143	33,426	572,847
	当中間連結会計期間	602,327	305,542	1,904	55,853	853,920
役務取引等収支	前中間連結会計期間	49,431	23,742	3,341	930	77,445
	当中間連結会計期間	54,229	19,729	5,431	1,874	81,265
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	69,612	30,921	3,440	1,918	102,055
	当中間連結会計期間	74,724	30,245	5,569	2,283	108,255
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	20,181	7,178	98	2,848	24,610
	当中間連結会計期間	20,495	10,515	138	4,158	26,989
特定取引収支	前中間連結会計期間	32,120	39,148	-	-	71,268
	当中間連結会計期間	74,645	2,865	-	-	71,780
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	34,922	39,148	-	-	74,071
	当中間連結会計期間	74,645	36,301	-	-	110,947
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	2,802	-	-	-	2,802
	当中間連結会計期間	-	39,166	-	-	39,166
その他業務収支	前中間連結会計期間	11,607	632	172	18	11,129
	当中間連結会計期間	14,563	988	23	5	13,604
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	35,847	-	176	38	35,985
	当中間連結会計期間	62,519	-	23	29	62,512
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	24,240	632	3	20	24,856
	当中間連結会計期間	47,955	988	-	35	48,908

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下のとおりです。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...アドバイザー業等

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

・(1)国内・海外別収支

国内につきましては、資金運用収益は前年同期比1,073億円増加し4,011億円、資金調達費用は同1,315億円増加し3,047億円となり、その結果、資金運用収支は同242億円減少し963億円となりました。また、役員取引等収支は前年同期比132億円減少し485億円、特定取引収支は同229億円増加し854億円、その他業務収支は同32億円増加し27億円となりました。

海外につきましては、資金運用収支は前年同期比212億円増加し1,089億円、役員取引等収支は同158億円増加し331億円、特定取引収支は同224億円減少し136億円、その他業務収支は同8億円減少し163億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	120,601	87,686	9,108	199,179
	当中間連結会計期間	96,348	108,983	11,210	194,120
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	293,785	533,447	55,206	772,026
	当中間連結会計期間	401,102	770,773	123,835	1,048,041
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	173,184	445,760	46,097	572,847
	当中間連結会計期間	304,754	661,790	112,624	853,920
役員取引等収支	前中間連結会計期間	61,711	17,232	1,498	77,445
	当中間連結会計期間	48,506	33,116	357	81,265
うち役員取引等収益	前中間連結会計期間	77,962	43,292	19,199	102,055
	当中間連結会計期間	68,119	53,999	13,863	108,255
うち役員取引等費用	前中間連結会計期間	16,251	26,060	17,701	24,610
	当中間連結会計期間	19,612	20,883	13,505	26,989
特定取引収支	前中間連結会計期間	62,523	8,744	-	71,268
	当中間連結会計期間	85,462	13,681	-	71,780
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	62,523	11,885	338	74,071
	当中間連結会計期間	85,462	37,362	11,877	110,947
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	-	3,141	338	2,802
	当中間連結会計期間	-	51,044	11,877	39,166
その他業務収支	前中間連結会計期間	6,011	17,186	45	11,129
	当中間連結会計期間	2,718	16,323	-	13,604
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	27,550	20,681	12,245	35,985
	当中間連結会計期間	49,494	21,990	8,971	62,512
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	33,561	3,494	12,200	24,856
	当中間連結会計期間	52,212	5,667	8,971	48,908

- (注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。
2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

(2)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

国内の資金運用勘定の平均残高は、前年同期比1兆1,548億円増加し43兆8,536億円となり、その主な内訳は、貸出金で同7,164億円減少し20兆4,201億円、有価証券で同2兆3,809億円増加し15兆7,143億円となる一方、海外の資金運用勘定の平均残高は、同6兆569億円増加し27兆9,598億円となりました。また、利回りは国内で1.82%、海外で5.51%となりました。一方、国内の資金調達勘定の平均残高は、前年同期比1兆1,324億円増加し44兆3,011億円となり、その主な内訳は、預金で同1兆5,877億円減少し11兆2,671億円、借入金で同1兆3,725億円増加し5兆7,971億円となる一方、海外の資金調達勘定の平均残高は同5兆8,936億円増加し26兆1,349億円となりました。また、利回りは国内で1.37%、海外で5.06%となりました。

国内・海外合算ベースから相殺消去額を控除いたしますと、資金運用勘定の平均残高は66兆4,396億円、利息は1兆480億円、利回りは3.15%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は65兆7,099億円、利息は8,539億円、利回りは2.59%となりました。

国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	42,698,774	293,785	1.37
	当中間連結会計期間	43,853,656	401,102	1.82
うち貸出金	前中間連結会計期間	21,136,602	118,130	1.11
	当中間連結会計期間	20,420,171	148,148	1.45
うち有価証券	前中間連結会計期間	13,333,415	136,275	2.04
	当中間連結会計期間	15,714,347	204,876	2.60
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	222,313	807	0.72
	当中間連結会計期間	88,202	848	1.92
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	262,432	208	0.15
	当中間連結会計期間	333,795	658	0.39
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	5,978,739	5,613	0.18
	当中間連結会計期間	5,799,294	17,524	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	892,022	15,013	3.36
	当中間連結会計期間	870,365	18,452	4.24
資金調達勘定	前中間連結会計期間	43,168,729	173,184	0.80
	当中間連結会計期間	44,301,154	304,754	1.37
うち預金	前中間連結会計期間	12,854,935	66,353	1.03
	当中間連結会計期間	11,267,170	73,384	1.30
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,543,869	5,900	0.18
	当中間連結会計期間	5,987,623	18,142	0.60
うち債券	前中間連結会計期間	4,221,402	17,404	0.82
	当中間連結会計期間	2,992,422	11,586	0.77
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	7,003,034	6,634	0.18
	当中間連結会計期間	7,972,824	25,203	0.63
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	1,932,753	15,949	1.65
	当中間連結会計期間	2,105,204	28,282	2.68
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	4,324,081	4,303	0.19
	当中間連結会計期間	4,293,782	11,318	0.52
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	40,000	24	0.12
	当中間連結会計期間	15,000	40	0.53
うち借入金	前中間連結会計期間	4,424,575	47,279	2.13
	当中間連結会計期間	5,797,167	61,647	2.12

(注)1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出してありますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	21,902,864	533,447	4.87
	当中間連結会計期間	27,959,855	770,773	5.51
うち貸出金	前中間連結会計期間	8,692,798	214,835	4.94
	当中間連結会計期間	10,945,523	291,931	5.33
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,493,425	57,233	4.59
	当中間連結会計期間	2,966,354	74,179	5.00
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	288,530	7,492	5.19
	当中間連結会計期間	223,195	6,266	5.61
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	8,978,783	218,099	4.85
	当中間連結会計期間	10,792,904	310,809	5.75
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち預け金	前中間連結会計期間	963,856	23,505	4.87
	当中間連結会計期間	1,182,814	24,593	4.15
資金調達勘定	前中間連結会計期間	20,241,275	445,760	4.40
	当中間連結会計期間	26,134,972	661,790	5.06
うち預金	前中間連結会計期間	7,054,456	122,542	3.47
	当中間連結会計期間	8,936,753	172,928	3.87
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,289,418	33,268	5.16
	当中間連結会計期間	1,873,739	51,068	5.45
うち債券	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	203,598	5,241	5.14
	当中間連結会計期間	356,589	10,544	5.91
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	10,490,619	254,174	4.84
	当中間連結会計期間	13,631,480	378,697	5.55
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-
うち借入金	前中間連結会計期間	86,760	3,814	8.79
	当中間連結会計期間	445,893	11,324	5.07

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出してありますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示してあります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	64,601,638	3,655,638	60,946,000	827,233	55,206	772,026	2.53
	当中間連結会計期間	71,813,511	5,373,876	66,439,635	1,171,876	123,835	1,048,041	3.15
うち貸出金	前中間連結会計期間	29,829,400	1,131,228	28,698,171	332,966	21,859	311,107	2.16
	当中間連結会計期間	31,365,694	1,508,469	29,857,224	440,080	29,743	410,336	2.74
うち有価証券	前中間連結会計期間	15,826,841	736,018	15,090,823	193,508	8,644	184,864	2.45
	当中間連結会計期間	18,680,702	791,942	17,888,759	279,056	15,505	263,551	2.94
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	510,843	-	510,843	8,300	-	8,300	3.24
	当中間連結会計期間	311,397	3,487	307,910	7,115	3	7,111	4.61
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	9,241,216	1,480,589	7,760,626	218,308	15,704	202,603	5.22
	当中間連結会計期間	11,126,700	1,628,700	9,497,999	311,468	27,191	284,277	5.98
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	5,978,739	-	5,978,739	5,613	-	5,613	0.18
	当中間連結会計期間	5,799,294	1,275	5,798,019	17,524	2	17,522	0.60
うち預け金	前中間連結会計期間	1,855,878	63,389	1,792,489	38,518	1,191	37,327	4.16
	当中間連結会計期間	2,053,179	131,618	1,921,560	43,045	3,258	39,787	4.14
資金調達勘定	前中間連結会計期間	63,410,005	3,069,400	60,340,604	618,944	46,097	572,847	1.89
	当中間連結会計期間	70,436,126	4,726,145	65,709,981	966,544	112,624	853,920	2.59
うち預金	前中間連結会計期間	19,909,391	68,776	19,840,615	188,896	1,717	187,178	1.88
	当中間連結会計期間	20,203,923	200,971	20,002,952	246,313	2,002	244,310	2.44
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,833,287	-	7,833,287	39,168	-	39,168	1.00
	当中間連結会計期間	7,861,362	-	7,861,362	69,211	-	69,211	1.76
うち債券	前中間連結会計期間	4,221,402	-	4,221,402	17,404	-	17,404	0.82
	当中間連結会計期間	2,992,422	-	2,992,422	11,586	-	11,586	0.77
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	7,206,633	424	7,206,209	11,875	9	11,866	0.32
	当中間連結会計期間	8,329,413	6	8,329,407	35,747	0	35,747	0.85
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	12,423,373	1,476,227	10,947,145	270,123	15,722	254,401	4.64
	当中間連結会計期間	15,736,685	1,627,485	14,109,199	406,980	27,207	379,772	5.38
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	4,324,081	3,089	4,320,991	4,303	1	4,301	0.19
	当中間連結会計期間	4,293,782	2,415	4,291,366	11,318	8	11,310	0.52
うちコマーシャル・ペ ーパー	前中間連結会計期間	40,000	-	40,000	24	-	24	0.12
	当中間連結会計期間	15,000	-	15,000	40	-	40	0.53
うち借入金	前中間連結会計期間	4,511,335	1,269,870	3,241,465	51,094	28,614	22,480	1.38
	当中間連結会計期間	6,243,060	1,572,581	4,670,479	72,971	35,204	37,767	1.61

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(3)国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は、前年同期比98億円減少し681億円となり、その主な内訳は、証券関連業務で同90億円減少し196億円、預金・債券・貸出業務で同16億円減少し185億円となりました。また、役務取引等費用は、前年同期比33億円増加し196億円となりました。

海外の役務取引等収益は、前年同期比107億円増加し539億円となり、その主な内訳は、預金・債券・貸出業務で同39億円増加し302億円となりました。また、役務取引等費用は前年同期比51億円減少し208億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	77,962	43,292	19,199	102,055
	当中間連結会計期間	68,119	53,999	13,863	108,255
うち預金・債券・貸出業務	前中間連結会計期間	20,180	26,290	291	46,179
	当中間連結会計期間	18,545	30,200	51	48,694
うち為替業務	前中間連結会計期間	11,674	2,219	3	13,890
	当中間連結会計期間	12,112	1,986	12	14,086
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	28,756	8,308	10,148	26,917
	当中間連結会計期間	19,671	12,252	11,649	20,274
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,399	-	82	2,316
	当中間連結会計期間	2,955	-	18	2,936
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	26	1	0	27
	当中間連結会計期間	22	1	0	23
うち保証業務	前中間連結会計期間	2,889	2,811	207	5,492
	当中間連結会計期間	3,556	3,054	190	6,421
役務取引等費用	前中間連結会計期間	16,251	26,060	17,701	24,610
	当中間連結会計期間	19,612	20,883	13,505	26,989
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,831	79	0	3,910
	当中間連結会計期間	3,886	77	-	3,963

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は、前年同期比229億円増加し854億円となり、その主な内訳は、商品有価証券収益で同210億円減少し98億円、特定金融派生商品収益で同398億円増加し697億円となりました。

海外の特定取引収益は、前年同期比254億円増加し373億円となり、特定取引費用は、同479億円増加し510億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	62,523	11,885	338	74,071
	当中間連結会計期間	85,462	37,362	11,877	110,947
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	30,895	4,340	-	35,236
	当中間連結会計期間	9,830	-	9,830	-
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	338	-	338	-
	当中間連結会計期間	2,388	-	2,047	341
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	29,904	7,544	-	37,449
	当中間連結会計期間	69,779	37,362	-	107,141
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	1,385	-	-	1,385
	当中間連結会計期間	3,464	-	-	3,464
特定取引費用	前中間連結会計期間	-	3,141	338	2,802
	当中間連結会計期間	-	51,044	11,877	39,166
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	48,996	9,830	39,166
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	-	3,141	338	2,802
	当中間連結会計期間	-	2,047	2,047	-
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

特定取引資産・負債の内訳（末残）

国内につきましては、特定取引資産は前年同期比1兆2,945億円増加し8兆7,904億円となり、その主な内訳は、商品有価証券で同1兆3,320億円増加し6兆4,224億円、特定金融派生商品で同444億円減少し1兆3,889億円、その他の特定取引資産で同248億円増加し8,683億円となりました。また、特定取引負債は、前年同期比2,309億円増加し5兆7,807億円となり、その主な内訳は、売付商品債券で同2,575億円増加し4兆1,940億円、特定金融派生商品で同308億円減少し1兆4,505億円となりました。

海外につきましては、特定取引資産は前年同期比5,993億円増加し2兆9,432億円、特定取引負債は同1,017億円減少し2兆3,050億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額（ ）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
特定取引資産	前中間連結会計期間	7,495,901	2,343,827	590,468	9,249,260
	当中間連結会計期間	8,790,405	2,943,210	453,538	11,280,077
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	5,090,329	922,139	-	6,012,468
	当中間連結会計期間	6,422,403	1,256,027	-	7,678,430
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	90,947	4,446	-	95,394
	当中間連結会計期間	107,329	552	-	107,881
うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	37,099	461,787	-	498,886
	当中間連結会計期間	1,004	584,332	-	585,336
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	614	652	-	1,267
	当中間連結会計期間	2,364	492	-	2,856
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,433,457	927,806	590,468	1,770,795
	当中間連結会計期間	1,388,989	1,052,539	453,538	1,987,990
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	843,452	26,994	-	870,447
	当中間連結会計期間	868,313	49,267	-	917,581
特定取引負債	前中間連結会計期間	5,549,856	2,406,799	590,468	7,366,187
	当中間連結会計期間	5,780,770	2,305,052	453,538	7,632,284
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	3,936,550	1,338,535	-	5,275,086
	当中間連結会計期間	4,194,097	603,443	-	4,797,540
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	96,600	1,462	-	98,063
	当中間連結会計期間	134,265	606	-	134,872
うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	35,043	201,787	-	236,831
	当中間連結会計期間	-	512,922	-	512,922
うち特定取引有価証券派生商品	前中間連結会計期間	261	18	-	280
	当中間連結会計期間	1,810	4	-	1,815
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	1,481,400	864,995	590,468	1,755,926
	当中間連結会計期間	1,450,596	1,188,074	453,538	2,185,132
うちその他の特定取引負債	前中間連結会計期間	-	-	-	-
	当中間連結会計期間	-	-	-	-

（注）1．「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2．「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3．「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	12,643,224	6,770,617	69,198	19,344,643
	当中間連結会計期間	11,207,644	9,272,497	311,415	20,168,725
うち流動性預金	前中間連結会計期間	5,835,377	756,754	1,138	6,590,994
	当中間連結会計期間	5,299,372	890,818	1,456	6,188,734
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,478,073	5,818,154	68,043	9,228,184
	当中間連結会計期間	2,830,947	8,183,279	309,929	10,704,297
うちその他	前中間連結会計期間	3,329,772	195,708	16	3,525,465
	当中間連結会計期間	3,077,324	198,398	29	3,275,693
譲渡性預金	前中間連結会計期間	5,938,100	1,756,586	-	7,694,686
	当中間連結会計期間	5,910,090	1,485,742	-	7,395,832
総合計	前中間連結会計期間	18,581,324	8,527,204	69,198	27,039,330
	当中間連結会計期間	17,117,734	10,758,239	311,415	27,564,558

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほコーポレート 銀行債券	前中間連結会計期間	3,795,720	-	-	3,795,720
	当中間連結会計期間	2,689,360	-	-	2,689,360

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

(7) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	20,724,216	100.00	19,675,071	100.00
製造業	3,750,215	18.10	3,674,007	18.67
農業	1,172	0.00	993	0.01
林業	-	-	-	-
漁業	1,008	0.00	422	0.00
鉱業	115,484	0.56	116,689	0.59
建設業	499,107	2.41	489,420	2.49
電気・ガス・熱供給・水道業	710,511	3.43	486,324	2.47
情報通信業	405,878	1.96	257,895	1.31
運輸業	1,709,660	8.25	1,442,784	7.33
卸売・小売業	1,605,998	7.75	1,436,741	7.30
金融・保険業	3,922,427	18.93	3,430,129	17.44
不動産業	2,248,380	10.85	2,230,440	11.34
各種サービス業	3,505,160	16.91	3,828,746	19.46
地方公共団体	45,724	0.22	62,185	0.32
政府等	1,523,069	7.35	1,448,312	7.36
その他	680,415	3.28	769,977	3.91
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,919,110	100.00	10,506,399	100.00
政府等	269,305	3.40	249,467	2.38
金融機関	1,346,403	17.00	2,382,039	22.67
その他	6,303,401	79.60	7,874,892	74.95
合計	28,643,326	-	30,181,471	-

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成18年9月30日	インドネシア	21,974
	パキスタン	241
	その他（2ヶ国）	9
	合計	22,225
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.02)
平成19年9月30日	タンザニア	618
	ウルグアイ	519
	その他（2ヶ国）	36
	合計	1,175
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	4,766,605	-	4,766,605
	当中間連結会計期間	4,270,536	-	4,270,536
地方債	前中間連結会計期間	14,002	-	14,002
	当中間連結会計期間	11,482	-	11,482
社債	前中間連結会計期間	668,259	523	668,782
	当中間連結会計期間	660,815	513	661,329
株式	前中間連結会計期間	4,225,901	-	4,225,901
	当中間連結会計期間	4,127,877	-	4,127,877
その他の証券	前中間連結会計期間	5,063,630	2,604,008	7,667,638
	当中間連結会計期間	5,586,800	2,775,287	8,362,087
合計	前中間連結会計期間	14,738,398	2,604,531	17,342,929
	当中間連結会計期間	14,657,511	2,775,801	17,433,313

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	256,775	301,877	45,102
経費(除く臨時処理分)	119,256	123,606	4,349
人件費	41,516	43,401	1,885
物件費	71,256	73,627	2,371
税金	6,484	6,576	92
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	137,518	178,271	40,752
一般貸倒引当金純繰入額	-	-	-
業務純益	137,518	178,271	40,752
うち国債等債券損益	25,384	35,987	10,603
臨時損益	63,969	10,563	53,406
株式関係損益	71,925	60,135	11,789
不良債権処理損失	793	16,334	15,541
その他	7,162	33,237	26,075
経常利益	201,488	188,835	12,653
特別損益	97,688	23,180	74,508
うち固定資産処分損益	750	517	1,267
うち減損損失	450	38	412
うち貸倒引当金純取崩額等	97,013	22,530	74,483
うち投資損失引当金純取崩額	-	33	33
税引前中間純利益	299,177	212,015	87,162
法人税、住民税及び事業税	19	19	0
法人税等調整額	85,877	38,216	47,660
中間純利益	213,280	173,779	39,500

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

7. 投資損失引当金が取崩超の場合、投資損失引当金純取崩額を特別利益として計上しており、国債等債券損益・株式関係損益に投資損失引当金純繰入額は含まれておりません。

与信関係費用の内訳

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
一般貸倒引当金純繰入額	41,049	35,400	5,648
貸出金償却	34,027	5,788	39,816
個別貸倒引当金純繰入額	8,419	22,587	31,006
特定海外債権引当勘定純繰入額	725	2,694	1,969
偶発損失引当金純繰入額	12,023	3,524	15,547
その他債権売却損等	24	-	24
合計	96,220	6,195	90,025

与信関係費用 = 不良債権処理額 + 一般貸倒引当金純繰入額 + 貸倒引当金純取崩額等

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1)資金運用利回	0.98	1.32	0.34
(イ)貸出金利回	0.92	1.28	0.35
(ロ)有価証券利回	1.24	1.56	0.32
(2)資金調達原価(含む経費)	0.70	1.04	0.33
(イ)預金債券等原価(含む経費)	0.90	1.24	0.33
預金債券等利回	0.26	0.47	0.21
(ロ)外部負債利回	0.25	0.66	0.40
(3)総資金利鞘	-	0.27	0.00
(4)預貸金利鞘	-	0.01	0.02
(5)預貸金利回差	-	0.65	0.14

(注) 1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2. 貸出金利回は、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を控除しております。

3. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。

4. 「外部負債」= コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + 借入金

3. 自己資本利益率（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	14.8	16.9	2.1
業務純益ベース	14.8	16.9	2.1
中間純利益ベース	23.0	16.5	6.4

(注) 自己資本利益率 =
$$\frac{\text{当期純利益等 (1) - 普通株主に帰属しない金額 (2)}}{\left\{ \frac{\text{期首株主資本および評価・換算差額等 (3)} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額} \right\} + \left\{ \frac{\text{期末株主資本および評価・換算差額等} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額} \right\}} \div 2} \times 100$$

- 1 中間純利益等 × 365日 / 183日
- 2 剰余金の配当による優先配当額等
- 3 平成18年度中間期は、旧資本の部を使用

4. 預金・債券・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	18,852,054	19,179,872	327,817
預金 (平残)	19,365,521	19,140,078	225,443
債券 (未残)	3,795,920	2,689,560	1,106,360
債券 (平残)	4,221,602	2,992,622	1,228,979
貸出金 (未残)	28,099,488	29,095,862	996,373
貸出金 (平残)	28,199,125	28,955,762	756,637

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	7,841	5,368	2,473
一般法人	8,757,389	7,627,247	1,130,141
金融機関・政府公金	1,837,374	1,875,594	38,220
合計	10,602,605	9,508,211	1,094,394

(注) 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

(3)消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	-	-	-
うち住宅ローン残高	-	-	-
うち居住者用住宅ローン残高	-	-	-
うちその他ローン残高	-	-	-

(4)中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	41.8	44.9	3.0
中小企業等貸出金残高	百万円	8,729,286	8,930,331	201,045

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食店は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5.債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1,346	21,319	1,084	26,183
信用状	10,451	458,702	8,353	491,572
保証	12,966	3,242,386	13,827	3,977,650
計	24,763	3,722,407	23,264	4,495,407

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	330,334	330,334
	利益剰余金	875,115	943,751
	自己株式()	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	-
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	47,099	43,260
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	876,071	1,034,219
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	802,894	964,177
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	58,583	49,570
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	2,408
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	3,046,804	3,284,031
	繰延税金資産の控除金額() (注2)	-	-
計 (A)	3,046,804	3,284,031	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注3)	303,926	297,584	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	677,363	642,195
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	29,621	29,191
	一般貸倒引当金	278,120	3,651
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	36,352
	負債性資本調達手段等	1,370,599	1,290,955
	うち永久劣後債務(注4)	332,157	291,183
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	1,038,441	999,772
	計	2,355,704	2,002,346
うち自己資本への算入額 (B)	2,355,704	2,002,346	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	104,610	276,393
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	5,297,897	5,009,985

項目		平成18年 9月30日	平成19年 9月30日
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
リスク・アセット等	資産 (オン・バランス) 項目	33,674,037	25,009,449
	オフ・バランス取引等項目	5,842,899	9,259,708
	信用リスク・アセットの額 (F)	39,516,937	34,269,157
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H) / 8%) (G)	2,016,066	2,547,855
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	161,285	203,828
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J) / 8%) (I)		1,482,043
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (J)		118,563
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)		90,379
計 ((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	41,533,003	38,389,436	
連結自己資本比率 (国際統一基準) = E / L × 100 (%)		12.75	13.05
(参考) Tier 1 比率 = A / L × 100 (%)			8.55

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 平成19年9月30日における当行の繰延税金資産は純額で負債となっていることから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。なお、「繰延税金資産の算入上限額」は985,209百万円であります。
3. 告示第5条第2項(旧告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
4. 告示第6条第1項第4号(旧告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第6条第1項第5号及び第6号(旧告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第8条第1項第1号から第6号(旧告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	330,334	330,334
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	30,700	70,700
	その他利益剰余金	849,581	893,774
	その他	762,426	790,517
	自己株式（ ）	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	-
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	-	2,408
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	3,044,007	3,153,883
	繰延税金資産の控除金額（ ）（注2）	-	-
計（A）	3,044,007	3,153,883	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注3）	303,926	297,584
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	664,380	632,607
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	29,621	29,191
	一般貸倒引当金	273,888	1,234
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	33,651
	負債性資本調達手段等	1,390,512	1,443,478
	うち永久劣後債務（注4）	377,630	470,517
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注5）	1,012,882	972,960
計	2,358,403	2,140,163	
うち自己資本への算入額（B）	2,358,403	2,140,163	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（C）	-	-
控除項目	控除項目（注6）（D）	25,504	151,711
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	5,376,906	5,142,335
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	32,793,018	24,218,534
	オフ・バランス取引等項目	5,571,160	8,120,986
	信用リスク・アセットの額（F）	38,364,179	32,339,520
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）/8%）（G）	165,658	264,291
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	13,252	21,143
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）/8%）（I）	-	1,200,650
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	-	96,052
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額（K）	-	1,839,570
計（（F）+（G）+（I）+（K））（L）	38,529,837	35,644,032	
単体自己資本比率（国際統一基準）= E / L × 100（%）		13.95	14.42
（参考）Tier 1 比率 = A / L × 100（%）		-	8.84

- (注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。
2. 平成19年9月30日において当行は繰延税金資産を計上していないことから、「繰延税金資産の控除金額」の該当はありません。
なお、「繰延税金資産の算入上限額」は946,165百万円であります。
3. 告示第17条第2項(旧告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
4. 告示第18条第1項第4号(旧告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第18条第1項第5号及び第6号(旧告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第20条第1項第1号から第5号(旧告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

[次へ](#)

() 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (以下、「M P C」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M P C優先出資証券」という。)	Mizuho JGB Investment L.L.C.(以下、「M J I」といい、以下に記載される優先出資証券を「本M J I優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本M P C優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続が開始された場合、当行が破産した場合、または当行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がM P Cに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本M P C優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本M P C優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本M J I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続が開始された場合、当行が破産した場合、または当行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がM J Iに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本M J I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本M J I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該事業年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本M P C優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該事業年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本M J I優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。
分配可能額制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	当行優先株式(注2)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPC C」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC C優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPC D」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC D優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	636億円	497億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年3月22日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCBに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPCBに対して可処分分配可能額（注5）が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPC Cに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPC Cに対して可処分分配可能額（注5）が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Cに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPC Dに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPC Dに対して可処分分配可能額（注5）が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Dに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び分配可能額制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び分配可能額制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び分配可能額制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
分配可能額制限	当行がMPCBに対して、分配可能額制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注5）に制限される。	当行がMPC Cに対して、分配可能額制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注5）に制限される。	当行がMPC Dに対して、分配可能額制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分分配可能額（注5）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

(注) 1. 配当禁止通知

MPC (MJI) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (MJI については、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行がMPCB、MPC C及びMPC Dに対して交付する証明書(ただし損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、 監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合、もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

5. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある事業年度に当行優先株式、本MPC 優先出資証券及び本MJI 優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれMPC C、MPC D)との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

6. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

7. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8. パリティ優先出資証券

MPCB (またはMPC C、MPC D) が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCB 優先出資証券 (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれ本MPC C 優先出資証券、本MPC D 優先出資証券。以下、本注記において同様。)と同じである優先出資証券及び本MPCB 優先出資証券の総称。(たとえば、MPCB では、パリティ優先出資証券とは本MPCB 優先出資証券及び今後新たにMPCB から発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	MHCB Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「CBCI (USD)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI (USD)1優先出資証券」という。)	MHCB Capital Investment (EUR) 1 Limited (以下、「CBCI (EUR)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI (EUR)1優先出資証券」という。)	MHCB Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「CBCI (JPY)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本CBCI (JPY)1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初5年間は固定配当(ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	168百万米ドル	5億ユーロ	2,800億円
払込日	平成18年3月13日	平成18年3月13日	平成19年1月12日
配当停止条件	<p>(強制配当停止・減額事由)</p> <p>当行に清算事由(注9)、更生事由(注10)、支払不能事由(注11)または公的介入(注12)が生じた場合</p> <p>当行の可処分分配可能額(注13)が不足し、または当行優先株式(注15)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)</p> <p>当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI (USD)1に対して配当停止通知を送付した場合</p> <p>当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI (USD)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由)</p> <p>当行に清算事由(注9)、更生事由(注10)、支払不能事由(注11)または公的介入(注12)が生じた場合</p> <p>当行の可処分分配可能額(注14)が不足し、または当行優先株式(注15)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)</p> <p>当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI (EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合</p> <p>当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI (EUR)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由)</p> <p>当行に清算事由(注9)、更生事由(注10)、支払不能事由(注11)または公的介入(注12)が生じた場合</p> <p>当行の可処分分配可能額(注16)が不足し、または当行優先株式(注15)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由)</p> <p>当行の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当行がCBCI (JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合</p> <p>当行が当行普通株式につき配当を支払わず、かつ、当行がCBCI (JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合</p>

強制配当事由	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本CBCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本CBCI(EUR)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当行普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当日においては、本CBCI(JPY)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	本CBCI(USD)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注13)の範囲で支払われる。	本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注14)の範囲で支払われる。	本CBCI(JPY)1優先出資証券の配当は、当行の可処分分配可能額(注16)の範囲で支払われる。
配当制限	当行優先株式(注15)への配当が減額された場合には本CBCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注15)への配当が減額された場合には本CBCI(EUR)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式(注15)への配当が減額された場合には本CBCI(JPY)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式(注15)と同格	当行優先株式(注15)と同格	当行優先株式(注15)と同格

(注) 9. 清算事由

当行によりもしくは当行に対して清算手続が開始された場合、または当行が破産した場合、もしくは当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

10. 更生事由

当行につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

11. 支払不能事由

当行につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

12. 公的介入

監督当局が、当行が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当行を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

13. 本CBCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(USD)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本CBCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI(USD)1優先出資証券の配当日までに支払われた本CBCI(USD)1優先出資証券および6月の本CBCI(USD)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI(USD)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本CBCI(USD)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

14. 本CBCI(EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

(平成23年6月の配当支払日まで)

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(EUR)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

(平成23年12月の配当支払日以降)

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当日までに支払われた本CBCI(EUR)1優先出資証券および6月の本CBCI(EUR)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI(EUR)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本CBCI(EUR)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

15. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

16. 本CBCI(JPY)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額を、本CBCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本CBCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本CBCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当行優先株式(注15)への配当(中間配当を除く)を控除した金額から、6月の本CBCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに支払われた本CBCI(JPY)1優先出資証券および6月の本CBCI(JPY)1優先出資証券の配当日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本CBCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当日における満額配当金額と、6月の本CBCI(JPY)1優先出資証券への配当日の翌日から12月の配当日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	198	173
危険債権	766	2,194
要管理債権	2,453	2,347
正常債権	328,745	342,687

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当グループは、平成17年度から推進してまいりました事業戦略『“Channel to Discovery” Plan』の総仕上げとして、企業価値を飛躍的に拡大させるべく、お客さまニーズに基づく三つのグローバルグループ（グローバルコーポレートグループ、グローバルリテールグループ、およびグローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ）が、それぞれの特色を活かして、収益力の増強に取り組む「ビジネスポートフォリオ戦略」を一層進めてまいります。併せて、お客さまの立場に立って「コーポレートマネジメント戦略」を進め、盤石な法令遵守態勢及び高度なりスク管理態勢を構築することで、国内外のお客さまから、更に厚い信頼をいただけるよう注力してまいります。

〔ビジネスポートフォリオ戦略〕

グローバルコーポレートグループの中核会社である当行は、高度化・グローバル化するお客さまの経営・財務上の課題に、より迅速かつ高度に対応していくことを目指し、従来から進めてまいりましたグローバル戦略を一層強化してまいります。具体的には、平成18年12月に米国銀行持株会社法に基づくFinancial Holding Company（金融持株会社）の資格を取得したことを踏まえ、米州地域における体制を一層強化し、銀行・証券連携による総合的な投資銀行ビジネスを展開してまいります。また、平成19年6月には中国現地法人を設立するなど、米州・アジア・欧州・中東等における拠点ネットワークの更なる拡充に注力してまいります。更に、国内外機関投資家向けの先端的な資産運用ビジネスの本格展開に向け、取組みを加速してまいります。

〔コーポレートマネジメント戦略〕

当グループは、持株会社であるみずほフィナンシャルグループを中心に、強固な内部管理態勢を構築するために、懸念事項を早期に発見する態勢の構築など法令遵守態勢強化への取組み、銀行の健全性についての新たな国際標準である「バーゼル」規制への対応、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の一層の強化等を進めております。

また、CSR（企業の社会的責任）の推進につきましては、社会と共生して発展していくための重要なテーマとして、環境への取組み、金融教育の支援、ガバナンスの高度化、高感度コミュニケーションの実現、グループ統一的な取組みの推進、の五つに重点的に取り組んでまいります。特に、金融教育の支援につきましては、幅広く初等・中等・高等教育において適切な貢献を行ってまいります。

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指して、ビジネスポートフォリオ戦略とコーポレートマネジメント戦略を着実に実行し、競争力・収益力の強化を図ると同時に、社会的責任と公共的使命を果たすことにより、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当行連結子会社であるみずほ証券株式会社及び当行持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、両社の合併（以下「本合併」という）に関して平成19年3月29日に開催した両社の取締役会の承認を経て、同日付で合併契約書を締結いたしました。

現在、両社にて本合併に係る合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、米国サブプライム問題に端を發した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,399,999
第三種優先株式	53,750
第四種優先株式	64,500
第八種優先株式	85,500
第九種優先株式	121,800
第十三種優先株式	5,000,000
計	19,725,549

(注)「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成19年12月27日)(注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,975,025	同左		当行における標準となる株式 (注)2
第二回第四種 優先株式	64,500	同左		(注)2、3
第三回第三種 優先株式	53,750	同左		(注)2、4
第八回第八種 優先株式	85,500	同左		(注)2、5
第九回第九種 優先株式	121,800	同左		(注)2、6
第十一回第十 三種優先株式	3,609,650	同左		(注)2、7
計	10,910,225	同左		

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの第三回第三種優先株式および第九回第九種優先株式の取得並びにこれらと引換えに行われた普通株式の交付による株式数の変動は含まれておりません。

2. 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。
「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

3. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万2,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第三種、第四種、第八種および第九種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

4. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万1,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年4月1日以降平成18年9月30日までは、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき200万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、77万9,400円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日以降平成22年10月1日までの毎年10月1日（以下それぞれ「修正日」という。）における時価が当該修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は当該修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（以下「下限取得価額」という。）を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。上記「時価」とは、当該修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 200 \text{万円}}{\text{取得価額}}$$

取得比率

取得比率は、200万円を取得価額で除した数とする。

(5) 優先株式の一斉取得

平成23年1月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して200万円を平成23年2月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は、200万円を当初の取得比率で除した額の60%に相当する金額で、200万円を除して得られる株式の数を上限とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までには議決権を有する。

(7) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(8) 優先順位

第三種、第四種、第八種および第九種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

5. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年4万7,600円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2万3,800円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき200万円を支払う。優先株主に対しては、上記200万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 取得条項

平成16年8月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は1株につき200万円に優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(5) 新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 優先順位

第三種、第四種、第八種および第九種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

6. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万7,500円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき125万円を支払う。優先株主に対しては、上記125万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 優先株式の取得請求

取得請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得価額

取得価額は、83万8,000円とする。

取得価額の修正

取得価額は、平成17年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後取得価額が33万1,000円を下回る場合は、修正後取得価額は33万1,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

取得価額の調整

取得価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他

一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、当該算式により計算される取得価額が10万円を下回る場合には、10万円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、取得価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得請求のために提出した優先株式数} \times 125 \text{万円}}{\text{取得価額}}$$

(4)優先株式の一斉取得

平成21年8月31日までに取得請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって当行が取得し、これと引換えに優先株主に対して125万円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、この普通株式の数は125万円を33万1,000円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5)議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。

(6)新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7)優先順位

第三種、第四種、第八種および第九種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とし、第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に優先する。

7. 第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年1万6,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「優先中間配当金」という。）を行う。

(2)残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき20万円を支払う。優先株主に対しては、上記20万円のほか残余財産の分配を行わない。

(3)取得条項

平成20年4月1日以降、株主総会の決議で別に定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。取得価額は、1株につき20万円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を200で除した額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数で日割計算し、得られた額を200倍した額とする。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4)議決権条項

株主総会において議決権を有しない。

(5)新株予約権等

優先株式について、株式の併合または分割を行うことができる。

優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(6)優先順位

第十三種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、第三種、第四種、第八種および第九種の各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	-	10,910,225	-	1,070,965,000	-	330,334,235

(5) 【大株主の状況】

普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	6,975,025	100.00
計		6,975,025	100.00

第二回第四種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

第三回第三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

第八回第八種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

第九回第九種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

第十一回第十三種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,609,650	100.00
計		3,609,650	100.00

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 3,935,200		各種の優先株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1)株式の総数等」 「発行済株式」 (注)3~7に記載のとおりであります。 (注)
第二回第四種優先株式	64,500		
第三回第三種優先株式	53,750		
第八回第八種優先株式	85,500		
第九回第九種優先株式	121,800		
第十一回第十三種優先株式	3,609,650		
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,975,025	6,975,025	当行における標準となる株式であります。(注)
端株			
発行済株式総数	10,910,225		
総株主の議決権		6,975,025	

(注) 当行定款第8条において、株式の譲渡制限につき、次のとおり規定しております。

「当銀行の全部の種類株式に関し、いずれの株式の譲渡による取得についても、取締役会の承認を受けなければならない。」

【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
計					

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	1,980,848	2.47	1,299,630	1.51	1,899,910	2.25
コールローン及び買入手形		300,010	0.37	248,660	0.29	286,320	0.34
買現先勘定		8,649,882	10.79	10,307,583	11.98	9,425,304	11.18
債券貸借取引支払保証金		5,079,125	6.33	5,570,891	6.47	5,734,340	6.81
買入金銭債権		212,813	0.27	215,445	0.25	204,962	0.24
特定取引資産	2,8	9,249,260	11.53	11,280,077	13.10	9,524,281	11.30
金銭の信託		22,250	0.03	16,624	0.02	19,762	0.02
有価証券	1,2, 8,15	17,342,929	21.62	17,433,313	20.25	19,070,213	22.63
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	28,643,326	35.71	30,181,471	35.06	29,306,331	34.78
外国為替	7	654,830	0.82	648,045	0.75	767,771	0.91
その他資産	8	5,173,501	6.45	5,317,569	6.18	4,902,398	5.82
有形固定資産	8,10 11,12	133,383	0.17	137,188	0.16	135,100	0.16
無形固定資産		130,651	0.16	130,717	0.15	132,119	0.16
債券繰延資産		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金資産		14,852	0.02	35,360	0.04	17,226	0.02
支払承諾見返	15	2,936,664	3.66	3,552,831	4.13	3,202,830	3.80
貸倒引当金		321,339	0.40	295,174	0.34	357,751	0.42
投資損失引当金		958	0.00	65	0.00	100	0.00
資産の部合計		80,202,033	100.00	86,080,171	100.00	84,271,020	100.00
(負債の部)							
預金	8	19,344,643	24.12	20,168,725	23.43	19,933,193	23.65
譲渡性預金		7,694,686	9.59	7,395,832	8.59	7,369,439	8.74
債券		3,795,720	4.73	2,689,360	3.12	3,202,820	3.80
コールマネー及び売渡手形	8	6,935,550	8.65	9,177,124	10.66	9,139,486	10.85
売現先勘定	8	12,088,765	15.07	13,480,350	15.66	12,783,127	15.17
債券貸借取引受入担保金	8	4,439,069	5.54	4,015,445	4.66	3,734,720	4.43
コマーシャル・ペーパー		30,000	0.04	-	-	30,000	0.04
特定取引負債		7,366,187	9.19	7,632,284	8.87	7,919,342	9.40
借入金	8,13	4,095,741	5.11	4,953,032	5.75	4,308,726	5.11
外国為替		202,646	0.25	179,342	0.21	336,055	0.40
短期社債		738,900	0.92	986,700	1.15	762,800	0.91
社債	14	1,441,813	1.80	2,128,136	2.47	1,784,349	2.12
その他負債	8	4,866,052	6.07	5,249,498	6.10	4,787,983	5.68
賞与引当金		13,375	0.02	15,729	0.02	25,365	0.03
退職給付引当金		6,605	0.01	7,607	0.01	7,978	0.01
役員退職慰労引当金		-	-	2,555	0.00	2,856	0.00
貸出金売却損失引当金		-	-	23,468	0.03	-	-
偶発損失引当金		19,625	0.02	4,900	0.01	1,376	0.00
特別法上の引当金		1,858	0.00	2,027	0.00	2,027	0.00
繰延税金負債		127,450	0.16	118,659	0.14	208,671	0.25
再評価に係る繰延税金負債	10	27,529	0.03	27,140	0.03	27,475	0.03
支払承諾	15	2,936,664	3.66	3,552,831	4.13	3,202,830	3.80
負債の部合計		76,172,885	94.98	81,810,752	95.04	79,570,626	94.42
(純資産の部)							
資本金		1,070,965	1.34	1,070,965	1.24	1,070,965	1.27
資本剰余金		330,334	0.41	330,334	0.38	330,334	0.39
利益剰余金		875,671	1.09	944,212	1.10	994,548	1.18
株主資本合計		2,276,970	2.84	2,345,511	2.72	2,395,847	2.84
その他有価証券評価差額金		890,697	1.11	909,955	1.06	1,157,525	1.37
繰延ヘッジ損益		36,502	0.05	40,105	0.04	52,412	0.06
土地再評価差額金	10	38,297	0.05	37,729	0.04	38,218	0.05
為替換算調整勘定		47,098	0.06	43,260	0.05	45,087	0.05
評価・換算差額等合計		845,393	1.05	864,318	1.00	1,098,244	1.31
少数株主持分		906,783	1.13	1,059,588	1.23	1,206,302	1.43
純資産の部合計		4,029,147	5.02	4,269,419	4.96	4,700,394	5.58
負債及び純資産の部合計		80,202,033	100.00	86,080,171	100.00	84,271,020	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,071,446	100.00	1,434,632	100.00	2,426,429	100.00
資金運用収益		772,026		1,048,041		1,745,870	
(うち貸出金利息)		(311,107)		(410,336)		(686,269)	
(うち有価証券利息配当金)		(184,864)		(263,551)		(432,371)	
信託報酬		2		0		2	
役務取引等収益		102,055		108,255		227,685	
特定取引収益		74,071		110,947		191,530	
その他業務収益		35,985		62,512		65,659	
その他経常収益	1	87,304		104,876		195,681	
経常費用		826,838	77.17	1,256,116	87.56	2,008,040	82.76
資金調達費用		572,856		853,927		1,338,204	
(うち預金利息)		(187,178)		(244,310)		(413,931)	
(うち債券利息)		(17,404)		(11,586)		(32,031)	
役務取引等費用		24,610		26,989		52,957	
特定取引費用		2,802		39,166		3,064	
その他業務費用		24,856		48,908		51,179	
営業経費		182,365		201,667		374,100	
その他経常費用	2	19,347		85,457		188,534	
経常利益		244,608	22.83	178,516	12.44	418,389	17.24
特別利益	3	99,040	9.24	22,780	1.59	134,161	5.53
特別損失	4	1,433	0.13	562	0.04	3,657	0.15
税金等調整前中間(当期)純利益		342,215	31.94	200,734	13.99	548,892	22.62
法人税、住民税及び事業税		7,050	0.66	6,243	0.44	22,930	0.94
法人税等調整額		91,704	8.56	24,582	1.71	135,837	5.60
少数株主利益		25,689	2.40	23,597	1.64	53,555	2.21
中間(当期)純利益		217,771	20.32	146,311	10.20	336,569	13.87

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	785,958	-	2,187,258
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	128,117	-	128,117
中間純利益	-	-	217,771	-	217,771
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	58	-	58
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	89,712	-	89,712
平成18年9月30日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	875,671	-	2,276,970

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計		
平成18年3月31日 残高 （百万円）	965,320	-	38,355	54,060	949,616	907,580	4,044,454
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	128,117
中間純利益	-	-	-	-	-	-	217,771
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	58
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	74,623	36,502	58	6,961	104,222	797	105,019
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	74,623	36,502	58	6,961	104,222	797	15,306
平成18年9月30日 残高 （百万円）	890,697	36,502	38,297	47,098	845,393	906,783	4,029,147

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	994,548	2,395,847
在外子会社の会計処理変更に伴う 増加額 （百万円）	-	-	2,867	2,867
中間連結会計期間中の変動額				
剰余金の配当（注）	-	-	200,004	200,004
中間純利益	-	-	146,311	146,311
土地再評価差額金の取崩	-	-	489	489
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	53,203	53,203
平成19年9月30日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	944,212	2,345,511

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算差 額等合計		
平成19年3月31日 残高 （百万円）	1,157,525	52,412	38,218	45,087	1,098,244	1,206,302	4,700,394
在外子会社の会計処理変更に伴う 増加額 （百万円）	-	-	-	-	-	-	2,867
中間連結会計期間中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	200,004
中間純利益	-	-	-	-	-	-	146,311
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	489
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	247,570	12,307	489	1,827	233,925	146,713	380,638
中間連結会計期間中の変動額合計 （百万円）	247,570	12,307	489	1,827	233,925	146,713	433,842
平成19年9月30日 残高 （百万円）	909,955	40,105	37,729	43,260	864,318	1,059,588	4,269,419

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	785,958	-	2,187,258
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	128,117	-	128,117
当期純利益	-	-	336,569	-	336,569
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	136	-	136
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	-	-	208,589	-	208,589
平成19年3月31日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	994,548	-	2,395,847

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益	土地再評価差 額金	為替換算調整 勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 （百万円）	965,320	-	38,355	54,060	949,616	907,580	4,044,454
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	-	-	128,117
当期純利益	-	-	-	-	-	-	336,569
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	136
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	192,204	52,412	136	8,973	148,628	298,721	447,350
連結会計年度中の変動額合計 （百万円）	192,204	52,412	136	8,973	148,628	298,721	655,939
平成19年3月31日 残高 （百万円）	1,157,525	52,412	38,218	45,087	1,098,244	1,206,302	4,700,394

（注）平成18年6月定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ ッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		342,215	200,734	548,892
減価償却費		17,940	18,241	38,535
減損損失		450	42	702
のれん償却額		5,125	4,506	9,631
持分法による投資損益()		1,552	2,732	3,879
貸倒引当金の増加額		50,069	63,045	21,666
投資損失引当金の増加額		156	34	1,014
貸出金売却損失引当金の増加額		-	23,468	-
偶発損失引当金の増加額		13,932	3,524	32,180
賞与引当金の増加額		9,125	9,710	2,376
退職給付引当金の増加額		941	405	382
役員退職慰労引当金の増加額		-	300	2,818
資金運用収益		772,026	1,048,041	1,745,870
資金調達費用		572,856	853,927	1,338,204
有価証券関係損益()		92,985	94,188	71,803
金銭の信託の運用損益()		47	10	29
為替差損益()		23,679	28,286	169,464
固定資産処分損益()		821	500	2,621
退職給付信託返還損益()		-	-	55,303
特定取引資産の純増()減		315,235	1,746,224	138,434
特定取引負債の純増減()		196,064	306,025	249,206
貸出金の純増()減		83,066	803,588	186,728
預金の純増減()		66,539	190,940	221,443
譲渡性預金の純増減()		118,874	41,747	479,141
債券の純増減()		861,581	514,101	1,456,266
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()		1,404,812	662,042	1,611,226
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増()減		58,853	167,444	689,064
コールローン等の純増()減		2,402,853	919,627	2,965,934
債券貸借取引支払保証金の純増()減		1,503,306	163,448	848,092
コールマネー等の純増減()		574,084	838,126	3,226,471
コマースナル・ペーパーの純増減()		20,000	30,000	20,000
債券貸借取引受入担保金の純増減()		249,988	280,725	954,338
外国為替(資産)の純増()減		28,601	120,456	75,451
外国為替(負債)の純増減()		197,109	157,073	64,084
短期社債(負債)の純増減()		276,800	223,900	300,700
普通社債の発行・償還による純増減()		378,619	379,939	753,275
資金運用による収入		752,021	1,075,085	1,684,066
資金調達による支出		532,119	867,435	1,263,873
その他		560,585	17,411	120,175
小計		277,751	1,269,050	1,978,999
法人税等の支払額		27,541	2,182	47,285
営業活動によるキャッシュ・フロー		250,210	1,271,232	1,931,714

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の連結キャ ッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		14,799,513	17,124,803	30,423,507
有価証券の売却による収入		11,109,419	13,220,654	20,886,220
有価証券の償還による収入		3,252,135	5,172,956	7,740,919
金銭の信託の増加による支出		13	-	-
金銭の信託の減少による収入		5,160	3,147	7,410
有形固定資産の取得による支出		7,930	8,725	16,026
無形固定資産の取得による支出		14,222	15,740	35,759
有形固定資産の売却による収入		58	1,656	89
連結範囲の変動を伴う子会社株式 の取得による支出		800	-	800
投資活動によるキャッシュ・フロー		455,706	1,249,144	1,841,453
財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		16,757	-	26,600
劣後特約付借入金返済による支 出		5,000	20,063	15,000
劣後特約付社債の発行による収入		98,291	-	98,434
劣後特約付社債の償還による支出		142,000	35,000	184,000
少数株主からの払込みによる収入		-	-	280,000
配当金支払額		128,117	200,004	128,117
少数株主への配当金支払額		30,130	40,559	45,338
少数株主への払戻しによる支出		-	124,150	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		190,199	419,777	32,579
現金及び現金同等物に係る換算差額		826	1,105	2,442
現金及び現金同等物の増加額		394,868	440,760	125,282
現金及び現金同等物の期首残高		824,523	949,806	824,523
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	1	429,654	509,045	949,806

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 46社 主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHC America Holdings, Inc. なお、Mizuho Investment Management (UK) Ltd.他1社 は、設立等により当中間連結 会計期間から連結しておりま ず。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Innovest Corporation 非連結子会社は、その資 産、経常収益、中間純損益 (持分に見合う額)、利益剰 余金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分に見合 う額)等からみて、連結の範 囲から除いても企業集団の財 政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度 に重要性が乏しいため、連結 の範囲から除外しておりま ず。</p>	<p>(1) 連結子会社 59社 主要な会社名 みずほ証券株式会社 Mizuho Corporate Bank Nederland N.V. Mizuho Corporate Bank (USA) MHC America Holdings, Inc. なお、瑞穂実業銀行(中 国)有限公司他10社は、設立 等により当中間連結会計期間 から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 非連結子会社はありません。</p> <p>(追加情報) 財務諸表等規則第8条第7 項の規定により出資者等の子 会社に該当しないものと推定 された特別目的会社19社は、 連結の範囲から除外しており ます。当該会社の概要等は、 「(開示対象特別目的会社関 係)」の注記に掲げておりま す。 なお、「一定の特別目的会 社に係る開示に関する適用指 針」(企業会計基準適用指針 第15号平成19年3月29日)が 平成19年4月1日以後開始す る連結会計年度から適用され ることになったことに伴い、 当中間連結会計期間から同適 用指針を適用しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 48社 主要な連結子会社名は、 「第1 企業の概況 4. 関 係会社の状況」に記載してい るため省略しました。 なお、MHC Capital Investment (JPY)1 Limited他 3社は、設立等により当連結 会計年度から連結しておりま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 非連結子会社はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 22社 主要な会社名 新光証券株式会社 なお、FBF2000,L.P.他5社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い、当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。また、ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社他1社は、株式の追加取得に伴う持分比率の上昇等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Innovest Corporation</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 21社 主要な会社名 新光証券株式会社 なお、環境エネルギー1号投資事業有限責任組合は、設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。また、ポラリス・プリンシパル・ファイナンス株式会社他1社は、売却等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 持分法非適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Limited 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 22社 主要な会社名 新光証券株式会社 なお、FBF2000,L.P.他5社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)を適用したことに伴い、当連結会計年度から持分法の対象に含めております。また、ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社他1社は、株式の追加取得に伴う持分比率の上昇により子会社となったこと等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 持分法非適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 Asian-American Merchant Bank Ltd. 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>																								
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>16社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>5社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	24社	9月末日	16社	12月最終営業日の前日	5社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>32社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>20社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>6社</td></tr> </table> <p>(2) 同左</p>	4月末日	1社	6月末日	32社	9月末日	20社	12月最終営業日の前日	6社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>24社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>17社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>6社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	12月末日	24社	3月末日	17社	6月最終営業日の前日	6社
4月末日	1社																										
6月末日	24社																										
9月末日	16社																										
12月最終営業日の前日	5社																										
4月末日	1社																										
6月末日	32社																										
9月末日	20社																										
12月最終営業日の前日	6社																										
10月末日	1社																										
12月末日	24社																										
3月末日	17社																										
6月最終営業日の前日	6社																										

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結会計期間末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(追加情報) 従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額(ブローカー又は情報ベンダーから入手する評価等)の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しております。これにより、買入金銭債権が123百万円増加するとともに、有価証券が11,430百万円、その他有価証券評価差額金が6,710百万円、繰延税金負債が4,596百万円減少しております。なお、時価評価を行わない有価証券のうち、下記(6)に記載の有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債等については貸倒引当金を計上しております。	
	(口) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(口) 同左	(口) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 動産 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年~50年 動産 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(但し建物については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3~50年 動産 2~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ179百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ308百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (会計方針の変更) 当行の債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で、償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用し、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 (会計方針の変更) 当行の債券繰延資産(債券発行費用)は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で、償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当行の社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。</p> <p>(会計方針の変更) 社債発行差金は従来、資産または負債として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これによる中間連結貸借対照表等与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>同左</p> <p>社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>同左</p> <p>(会計方針の変更) 社債発行差金は従来、資産または負債として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等与える影響は軽微であります。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係) 5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項(中間連結貸借対照表関係) 5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項(連結貸借対照表関係) 5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は279,287百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274,560百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は290,019百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募（証券取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準 同左</p>
	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当行及び一部の国内連結子会社の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度より内規に基づく当連結会計年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益は2,832百万円減少しております。</p>
		<p>(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準</p> <p>貸出金売却損失引当金は、昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	
	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内連結子会社の金融先物取引責任準備金83百万円及び証券取引責任準備金1,774百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内連結子会社の金融商品取引責任準備金2,027百万円であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上していましたが、平成19年 9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内連結子会社の金融先物取引責任準備金104百万円及び証券取引責任準備金1,922百万円であり、次のとおり計上しております。</p> <p>(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>(ロ) 証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(15) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(15) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(15) リース取引の処理方法 同左</p>

	<p>前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)</p>
	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュフロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュフロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>	<p>(16) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュフロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は215,970百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は199,461百万円(同前)であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137,219百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は122,007百万円(同前)であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>	<p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は172,666百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は156,374百万円(同前)であります。</p> <p>(口) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(八) 連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	(八) 連結会社間取引等 同左	(八) 連結会社間取引等 同左
	<p>(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	(17) 消費税等の会計処理 同左	(17) 消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,158,866百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,546,504百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>
<p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>		<p>(投資事業組合に関する実務対応報告)</p> <p>「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>		<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>
	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度から早期適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	
	<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針)</p> <p>企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当中間連結会計期間から適用しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計 期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上し ていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除 のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示 しております。</p> <p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の 部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は 「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、 「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固 定資産」中ののれんに含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費 用」で処理していましたが、当中間連結会計期間からは無形 固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めており ます。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示し ております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の 「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区 分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表 示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の 取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」 は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しており ます。</p> <p>(3) 「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含め て表示していたソフトウェア等の取得による支出は、「投資活 動によるキャッシュ・フロー」の「無形固定資産の取得による 支出」に含めて表示しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	米国サブプライム問題に端を笮した金融市場の混乱が継続している状況に鑑み、一部の海外証券連結子会社が保有する証券化商品について、当中間連結会計期間後、追加的な損失が発生する可能性があること等から、平成19年11月14日付でみずほフィナンシャルグループにおいて当連結会計年度の業績予想を修正しております。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式47,593百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計6,049百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は8,854,115百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,406,200百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,840百万円、延滞債権額は74,060百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は246,708百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式51,582百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券はありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,711,922百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,952,643百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は219,609百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は247,038百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式50,331百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券は該当ありません。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は8,998,631百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,587,528百万円あります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,439百万円、延滞債権額は274,228百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は59百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は221,972百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																												
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は325,609百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は449,925百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,346,713百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,353,930百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,722,286百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>80百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>196,585百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>857,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,660,371百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,682,643百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,690,109百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>9,682百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」9,074百万円、「特定取引資産」550,559百万円、「有価証券」1,433,329百万円及び「貸出金」343,328百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は333,530百万円、先物取引差入証拠金は59,478百万円、保証金は20,991百万円、その他の証拠金等は5,401百万円であります。</p>	特定取引資産	4,346,713百万円	有価証券	7,353,930百万円	貸出金	1,722,286百万円	有形固定資産	80百万円	預金	196,585百万円	コールマネー及び売渡手形	857,000百万円	売現先勘定	4,660,371百万円	債券貸借取引受入担保金	3,682,643百万円	借入金	2,690,109百万円	その他負債	9,682百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は470,961百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は417,229百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>5,414,453百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,058,411百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,297,030百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>172百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>203,026百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,164,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,327,737百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,445,532百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,245,910百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>8,788百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,387百万円、「特定取引資産」386,250百万円、「有価証券」1,339,931百万円及び「貸出金」637,628百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は412,459百万円、先物取引差入証拠金は17,143百万円、保証金は24,425百万円、その他の証拠金等は5,577百万円であります。</p>	特定取引資産	5,414,453百万円	有価証券	8,058,411百万円	貸出金	1,297,030百万円	有形固定資産	172百万円	預金	203,026百万円	コールマネー及び売渡手形	1,164,000百万円	売現先勘定	5,327,737百万円	債券貸借取引受入担保金	3,445,532百万円	借入金	3,245,910百万円	その他負債	8,788百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は500,700百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は440,193百万円であります。</p> <p>8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>3,995,066百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>8,131,727百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,559,775百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>211百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>214,009百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,127,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,572,967百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,069,188百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,756,960百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>8,563百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,428百万円、「特定取引資産」305,848百万円、「有価証券」1,715,308百万円及び「貸出金」360,776百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は489,876百万円、先物取引差入証拠金は22,514百万円、保証金は21,257百万円、その他の証拠金等は577百万円であります。</p>	特定取引資産	3,995,066百万円	有価証券	8,131,727百万円	貸出金	1,559,775百万円	有形固定資産	211百万円	預金	214,009百万円	コールマネー及び売渡手形	1,127,000百万円	売現先勘定	5,572,967百万円	債券貸借取引受入担保金	3,069,188百万円	借入金	2,756,960百万円	その他負債	8,563百万円
特定取引資産	4,346,713百万円																																																													
有価証券	7,353,930百万円																																																													
貸出金	1,722,286百万円																																																													
有形固定資産	80百万円																																																													
預金	196,585百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	857,000百万円																																																													
売現先勘定	4,660,371百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	3,682,643百万円																																																													
借入金	2,690,109百万円																																																													
その他負債	9,682百万円																																																													
特定取引資産	5,414,453百万円																																																													
有価証券	8,058,411百万円																																																													
貸出金	1,297,030百万円																																																													
有形固定資産	172百万円																																																													
預金	203,026百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	1,164,000百万円																																																													
売現先勘定	5,327,737百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	3,445,532百万円																																																													
借入金	3,245,910百万円																																																													
その他負債	8,788百万円																																																													
特定取引資産	3,995,066百万円																																																													
有価証券	8,131,727百万円																																																													
貸出金	1,559,775百万円																																																													
有形固定資産	211百万円																																																													
預金	214,009百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	1,127,000百万円																																																													
売現先勘定	5,572,967百万円																																																													
債券貸借取引受入担保金	3,069,188百万円																																																													
借入金	2,756,960百万円																																																													
その他負債	8,563百万円																																																													

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、31,153,739百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,496,391百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,759,588百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,991,017百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p>	<p>9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,210,145百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,609,578百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,333百万円</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 117,015百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 2,254百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金765,259百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債702,294百万円が含まれております。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 121,729百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 2,224百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金749,926百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債622,656百万円が含まれております。</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は40,304百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ24,394百万円減少します。</p>	<p>11.有形固定資産の減価償却累計額 116,530百万円</p> <p>12.有形固定資産の圧縮記帳額 2,239百万円</p> <p>13.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金771,417百万円が含まれております。</p> <p>14.社債には、劣後特約付社債661,126百万円が含まれております。</p> <p>15.有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は35,094百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ35,094百万円減少しております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
<p>1.その他経常収益には、株式等売却益77,666百万円を含んでおります。</p> <p>2.その他経常費用には、株式等償却6,776百万円及び外国所得税4,548百万円を含んでおります。</p> <p>3.特別利益には、貸倒引当金純取崩額52,208百万円、償却債権取立益34,806百万円及び偶発損失引当金純取崩額12,023百万円を含んでおります。</p> <p>4.特別損失には、固定資産処分損824百万円及び減損損失450百万円を含んでおります。</p>	<p>1.その他経常収益には、株式等売却益82,115百万円を含んでおります。</p> <p>2.その他経常費用には、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円、株式等償却20,184百万円、貸出金償却12,810百万円を含んでおります。</p> <p>3.特別利益には、貸倒引当金戻入益14,667百万円、償却債権取立益7,059百万円を含んでおります。</p> <p>4.特別損失には、固定資産処分損520百万円を含んでおります。</p>	<p>1.その他経常収益には、株式等売却益183,491百万円を含んでおります。</p> <p>2.その他経常費用には、株式等償却146,984百万円、外国所得税8,842百万円、貸出金償却7,588百万円及び信用リスク減殺に係る費用6,856百万円を含んでおります。</p> <p>3.特別利益には、退職給付信託返還益55,303百万円、償却債権取立益40,544百万円、偶発損失引当金純取崩額27,917百万円及び貸倒引当金戻入益10,223百万円を含んでおります。</p> <p>4.特別損失には、固定資産処分損2,625百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	6,906	68	-	6,975	注2
第二回第四種優先株式	64	-	-	64	
第三回第三種優先株式	53	-	-	53	
第六回第六種優先株式	31	-	31	-	注1
第八回第八種優先株式	85	-	-	85	
第九回第九種優先株式	121	-	-	121	
第十一回第十三種優先株式	3,609	-	-	3,609	
合計	10,872	68	31	10,910	
自己株式					
第六回第六種優先株式	-	31	31	-	注1
合計	-	31	31	-	

注1. 自己株式(優先株式)の無償取得及び消却によるものであります。

2. 自己株式(優先株式)の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	60,603	8,775	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第二回第四種 優先株式	2,709	42,000	平成18年3月31日	
	第三回第三種 優先株式	591	11,000	平成18年3月31日	
	第六回第六種 優先株式	257	8,200	平成18年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069	47,600	平成18年3月31日	
	第九回第九種 優先株式	2,131	17,500	平成18年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754	16,000	平成18年3月31日	

[次へ](#)

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	6,975	-	-	6,975	
第二回第四種優先株式	64	-	-	64	
第三回第三種優先株式	53	-	-	53	
第八回第八種優先株式	85	-	-	85	
第九回第九種優先株式	121	-	-	121	
第十一回第十三種優先株式	3,609	-	-	3,609	
合計	10,910	-	-	10,910	

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	132,748	19,032	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第二回第四種 優先株式	2,709	42,000	平成19年3月31日	
	第三回第三種 優先株式	591	11,000	平成19年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069	47,600	平成19年3月31日	
	第九回第九種 優先株式	2,131	17,500	平成19年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754	16,000	平成19年3月31日	

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度 末株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	6,906	68	-	6,975	注2
第二回第四種優先株式	64	-	-	64	
第三回第三種優先株式	53	-	-	53	
第六回第六種優先株式	31	-	31	-	注1
第八回第八種優先株式	85	-	-	85	
第九回第九種優先株式	121	-	-	121	
第十一回第十三種優先株式	3,609	-	-	3,609	
合計	10,872	68	31	10,910	
自己株式					
第六回第六種優先株式	-	31	31	-	注1
合計	-	31	31	-	

注1. 自己株式（優先株式）の無償取得及び消却によるものであります。

2. 自己株式（優先株式）の無償取得の対価としての普通株式の無償交付に伴うものであります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月26日 定時株主総会	普通株式	60,603	8,775	平成18年3月31日	平成18年6月26日
	第二回第四種 優先株式	2,709	42,000	平成18年3月31日	
	第三回第三種 優先株式	591	11,000	平成18年3月31日	
	第六回第六種 優先株式	257	8,200	平成18年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069	47,600	平成18年3月31日	
	第九回第九種 優先株式	2,131	17,500	平成18年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754	16,000	平成18年3月31日	

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月25日 定時株主総会	普通株式	132,748	利益剰余金	19,032	平成19年3月31日	平成19年6月25日
	第二回第四種 優先株式	2,709		42,000	平成19年3月31日	
	第三回第三種 優先株式	591		11,000	平成19年3月31日	
	第八回第八種 優先株式	4,069		47,600	平成19年3月31日	
	第九回第九種 優先株式	2,131		17,500	平成19年3月31日	
	第十一回第十 三種優先株式	57,754		16,000	平成19年3月31日	

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 1,980,848百万円 中央銀行預け金 1,551,193百万円 を除く預け金 <u>現金及び現金同 等物 429,654百万円</u>	1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 1,299,630百万円 中央銀行預け金 790,584百万円 を除く預け金 <u>現金及び現金同 等物 509,045百万円</u>	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 平成19年3月31日現在 現金預け金勘定 1,899,910百万円 中央銀行預け金 950,104百万円 を除く預け金 <u>現金及び現金同 等物 949,806百万円</u>

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 8,803百万円 その他 4百万円 合計 8,807百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,830百万円 その他 1百万円 合計 6,832百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,972百万円 その他 2百万円 合計 1,975百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,375百万円 1年超 2,136百万円 合計 3,511百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,234百万円 減価償却費相当額 834百万円 支払利息相当額 68百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当ありません。 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,299百万円 その他 7百万円 合計 5,306百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,144百万円 その他 2百万円 合計 4,147百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,154百万円 その他 4百万円 合計 1,159百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,227百万円 1年超 1,006百万円 合計 2,233百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 676百万円 減価償却費相当額 635百万円 支払利息相当額 37百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当ありません。 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,214百万円 その他 4百万円 合計 5,219百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,888百万円 その他 2百万円 合計 3,890百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,325百万円 その他 2百万円 合計 1,328百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,080百万円 1年超 1,406百万円 合計 2,487百万円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,946百万円 減価償却費相当額 1,276百万円 支払利息相当額 96百万円 減価償却費相当額の算定方法 原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当ありません。
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,030百万円 1年超 91,300百万円 合計 110,330百万円 <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,122百万円 1年超 5,494百万円 合計 6,616百万円 	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 18,987百万円 1年超 78,471百万円 合計 97,458百万円 <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 5百万円 1年超 - 合計 5百万円 	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19,244百万円 1年超 88,267百万円 合計 107,511百万円 <p>(2)貸手側</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,070百万円 1年超 5,319百万円 合計 6,390百万円

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上 額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,115,562	3,760,215	1,644,652
債券	5,274,766	5,213,209	61,556
国債	4,823,989	4,766,605	57,383
地方債	13,796	14,002	206
社債	436,980	432,601	4,379
その他	7,068,440	6,967,269	101,171
合計	14,458,769	15,940,694	1,481,924

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、16,652百万円(損失)であります。
2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。
- 当中間連結会計期間における減損処理額は、1,874百万円であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	421,351
非公募債券	236,180
非上場外国証券等	714,132

[次へ](#)

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上 額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,206,831	3,813,528	1,606,696
債券	4,781,654	4,730,653	51,001
国債	4,317,793	4,270,536	47,257
地方債	11,281	11,482	201
社債	452,580	448,634	3,945
その他	8,191,086	8,050,554	140,532
外国債券	6,918,700	6,769,204	149,496
その他	1,272,386	1,281,350	8,963
合計	15,179,573	16,594,736	1,415,162

(注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、5,553百万円（損失）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

なお、従来、「時価のない有価証券」として取得原価で計上していたその他有価証券について、昨今の著しい市場環境の変化により生じるその他有価証券評価差額の重要性及び市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価格等）の入手可能性が増したことから、会計基準の国際的な収斂に向けた動向等にも鑑み、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られたものは当該価額を以って評価しており、「社債」（取得原価41,450百万円、中間連結貸借対照表計上額41,397百万円）、「外国債券」（取得原価360,445百万円、中間連結貸借対照表計上額349,067百万円）、「その他」（取得原価141,216百万円、中間連結貸借対照表計上額141,339百万円）に含まれております。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,713百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	267,097
非公募債券	212,694
非上場外国証券	462,054
その他	117,633

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	7,854,751	4,600

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	2,252,875	4,222,861	1,969,986	1,995,980	25,994
債券	5,125,660	5,066,935	58,724	1,707	60,432
国債	4,686,202	4,630,584	55,617	276	55,893
地方債	12,956	13,161	204	305	101
社債	426,502	423,189	3,312	1,125	4,437
その他	8,406,589	8,310,670	95,919	45,742	141,662
合計	15,785,125	17,600,467	1,815,342	2,043,430	228,088

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は、3,243百万円（利益）であります。

2. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は、1,754百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	19,762,369	246,750	21,744

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	209,457
非公募債券	257,660
非上場外国証券等	936,423

7. 保有目的を変更した有価証券（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成19年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	1,393,582	2,122,933	1,114,671	693,409
国債	1,300,559	1,889,681	1,023,370	416,973
地方債	1,410	1,474	1,985	8,290
社債	91,611	231,777	89,316	268,145
その他	1,050,831	3,082,783	1,983,087	2,425,939
合計	2,444,413	5,205,716	3,097,759	3,119,348

（金銭の信託関係）

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成18年9月30日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	19,762	12

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成19年3月31日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	1,498,649
()繰延税金負債	609,200
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	889,449
()少数株主持分相当額	3,215
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,463
その他有価証券評価差額金	890,697

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額16,652百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	1,420,846
()繰延税金負債	512,382
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	908,463
()少数株主持分相当額	3,324
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,815
その他有価証券評価差額金	909,955

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,553百万円(損失)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	1,812,218
()繰延税金負債	654,608
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,157,609
()少数株主持分相当額	4,786
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,702
その他有価証券評価差額金	1,157,525

(注)1.時価ヘッジの適用により損益に反映させた額3,243百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2.時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	108,670,873	8,305	8,305
	金利オプション	112,576,314	3,664	11,454
店頭	金利先渡契約	25,254,571	141	141
	金利スワップ	826,823,948	32,775	32,775
	金利オプション	34,383,560	15,014	15,014
	合計	-	-	67,691

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	42,389	12	12
店頭	通貨スワップ	15,313,439	7,576	306,898
	為替予約	48,376,801	232,774	232,774
	通貨オプション	29,944,230	12,386	3,896
	合計	-	-	70,239

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	458,107	455	455
	株式指数先物オプション	77,695	339	337
店頭	有価証券店頭オプション	1,350,294	33	6,835
	その他	96,319	1,028	1,028
	合計	-	-	7,071

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,926,811	2,116	2,116
	債券先物オプション	1,331,286	470	119
店頭	債券店頭オプション	835,807	434	575
	合計	-	-	2,572

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	38,861	281	281
	商品先物オプション	2,212	0	0
店頭	商品オプション	1,064,504	4,366	4,366
	合計	-	-	4,648

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	7,058,023	1,974	1,974
	合計	-	-	1,974

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7)ウェザーデリバティブ取引（平成18年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	234	13	13
	合計	-	-	13

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

当中間連結会計期間末

(1)金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	88,911,471	21,869	21,869
	金利オプション	207,696,909	2,901	2,106
店頭	金利先渡契約	35,804,391	729	729
	金利スワップ	1,043,966,897	55,290	55,290
	金利オプション	99,789,499	4,807	4,807
	合計	-	-	79,130

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2)通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	176,644	5	5
店頭	通貨スワップ	18,020,412	79,423	426,397
	為替予約	56,219,207	437,442	437,442
	通貨オプション	26,991,405	16,159	7,272
	合計	-	-	18,311

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3)株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	413,913	12,118	12,118
	株式指数先物オプション	163,338	698	317
店頭	有価証券店頭オプション	2,698,525	19,830	2,939
	その他	223,817	10,688	10,688
	合計	-	-	4,687

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4)債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,585,233	1,226	1,226
	債券先物オプション	775,874	162	508
店頭	債券店頭オプション	1,282,520	1,040	755
	合計	-	-	978

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5)商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	48,583	27	27
	商品先物オプション	32,816	34	34
店頭	商品オプション	1,153,175	4,474	4,474
	合計	-	-	4,480

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6)クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	21,521,839	33,061	33,061
	合計	-	-	33,061

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7)ウェザーデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)	373	16	16
	合計	-	-	16

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

前連結会計年度末

1. 取引の状況に関する事項（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

金利関連取引：金利スワップ、金利先渡し取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション

通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引、通貨先物

株式関連取引：株式店頭オプション

債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2) 利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」及び個別に資産/負債とデリバティブ取引を紐付けする個別ヘッジを実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアバリューヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性については、金利変動要素の相関関係等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に評価することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当行及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握し、最もニーズに適した商品の提供を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、適正な販売を行っております。また、商品の提供にあたっては、お客さまに商品の内容や商品に内在するリスクについて十分な説明を行い、ご理解をいただいております。

「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。

市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。

市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

その他のリスク：当行及び連結子会社等の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

市場業務に係る具体的な運営方針につきましては、当行及び連結子会社全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM・マーケットリスク委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行及び連結子会社では、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築しておりますが、市場リスクについては、「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定めております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として総合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行及び連結子会社全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的を取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やポジションの把握を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティーや各商品間の相関係数は、市場情勢を適切に反映させるため、週次で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産など同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	41,194,686	12,139,117	4,035	4,035
	買建	34,926,353	8,082,836	4,906	4,906
	金利オプション				
店頭	売建	65,776,981	3,095,374	20,194	3,456
	買建	75,845,945	7,207,495	16,915	2,014
	金利先渡契約				
	売建	14,159,665	201,828	1,800	1,800
	買建	11,447,054	251,828	2,007	2,007
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	457,272,012	297,406,962	93,167	93,167
	受取変動・支払固定	465,744,594	294,230,575	76,910	76,910
	受取変動・支払変動	28,894,448	18,616,682	645	645
	受取固定・支払固定	209,518	195,375	4,139	4,139
金利オプション					
売建	34,255,085	16,559,039	124,033	124,033	
買建	26,314,145	14,569,894	129,014	129,014	
	合計	-	-	-	155,506

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成19年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	20,669	-	3	3
	買建	25,809	-	6	6
店頭	通貨スワップ				
	為替予約	16,070,770	10,622,402	57,101	397,725
	売建	34,818,008	6,059,982	511,094	511,094
	買建	25,007,053	3,101,696	207,738	207,738
	通貨オプション				
	売建	15,175,317	8,459,368	1,723,921	460,596
買建	16,290,899	9,581,777	1,701,668	448,700	
	合計	-	-	-	82,475

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	317,530	-	3,488	3,488
	買建	24,373	-	9	9
	株式指数先物オプション				
	売建	47,715	-	559	220
買建	45,025	1,190	540	350	
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	997,948	398,456	100,747	55,733
	買建	971,469	371,788	100,144	62,461
	その他				
	売建	4,300	4,300	849	849
買建	101,370	100,878	1,791	1,791	
	合計	-	-	-	4,042

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	361,351	-	1,415	1,415
	買建	794,059	-	1,223	1,223
	債券先物オプション				
	売建	436,961	765	165	43
買建	130,214	-	151	40	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	318,435	12,000	708	70
	買建	299,427	14,711	823	253
	合計	-	-	-	377

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物				
	売建	17,008	1,919	27	27
	買建	18,109	1,505	108	108
	商品先物オプション				
	売建	45,531	-	96	96
	買建	4,007	-	112	112
店頭	商品オプション				
	売建	556,069	409,004	140,834	140,834
	買建	554,460	401,178	145,024	145,024
	合計	-	-	-	4,341

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、ニューヨーク商業取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	5,473,755	5,330,411	38,261	38,261
	買建	7,230,444	7,078,001	46,903	46,903
	合計	-	-	-	8,641

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	81	-	2	2
	買建	68	-	9	9
	合計	-	-	-	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	813,955	250,730	6,760	1,071,446	-	1,071,446
(2)セグメント間の内部経常収益	8,143	28,735	711	37,591	(37,591)	-
計	822,099	279,466	7,472	1,109,038	(37,591)	1,071,446
経常費用	600,945	258,381	3,080	862,407	(35,569)	826,838
経常利益	221,154	21,084	4,391	246,630	(2,022)	244,608

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...アドバイザー業等

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,085,265	340,845	8,521	1,434,632	-	1,434,632
(2)セグメント間の内部経常収益	13,697	46,669	1,187	61,555	(61,555)	-
計	1,098,963	387,514	9,709	1,496,188	(61,555)	1,434,632
経常費用	881,947	426,280	6,321	1,314,549	(58,433)	1,256,116
経常利益(は経常損失)	217,015	38,765	3,388	181,638	(3,121)	178,516

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...アドバイザー業等

3. 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について130百万円、証券業について49百万円、その他の事業について0百万円それぞれ減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益は従来の方法によった場合に比べ、銀行業について307百万円、証券業について1百万円、その他の事業について0百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,823,872	587,016	15,539	2,426,429	-	2,426,429
(2)セグメント間の内部経常収益	16,663	71,812	1,723	90,199	(90,199)	-
計	1,840,536	658,828	17,263	2,516,629	(90,199)	2,426,429
経常費用	1,478,032	609,868	8,311	2,096,212	(88,172)	2,008,040
経常利益	362,504	48,960	8,952	420,416	(2,027)	418,389

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他の事業...アドバイザー業等

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	514,596	276,198	89,420	191,230	1,071,446	-	1,071,446
(2)セグメント間の内部経常収益	22,498	37,899	2,213	19,047	81,659	(81,659)	-
計	537,095	314,097	91,634	210,278	1,153,106	(81,659)	1,071,446
経常費用	349,208	288,103	72,118	195,681	905,113	(78,274)	826,838
経常利益	187,886	25,993	19,515	14,596	247,992	(3,384)	244,608

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	660,050	353,313	115,075	306,193	1,434,632	-	1,434,632
(2)セグメント間の内部経常収益	23,292	91,690	891	40,354	156,228	(156,228)	-
計	683,342	445,004	115,966	346,547	1,590,861	(156,228)	1,434,632
経常費用	563,919	392,071	90,768	355,234	1,401,993	(145,876)	1,256,116
経常利益（は経常損失）	119,423	52,933	25,197	8,686	188,867	(10,351)	178,516

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,174,566	609,383	207,473	435,006	2,426,429	-	2,426,429
(2)セグメント間の内部経常収益	27,679	111,512	4,491	50,934	194,617	(194,617)	-
計	1,202,245	720,896	211,964	485,940	2,621,047	(194,617)	2,426,429
経常費用	917,974	656,214	170,277	453,941	2,198,407	(190,367)	2,008,040
経常利益	284,270	64,682	41,687	31,999	422,639	(4,250)	418,389

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	556,849
連結経常収益	1,071,446
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	51.9

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	金額（百万円）
海外経常収益	774,582
連結経常収益	1,434,632
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	53.9

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	1,251,863
連結経常収益	2,426,429
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	51.5

- （注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1. 開示対象特別目的会社の概要及び当該特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人等の形態によっております。)19社に係る借入及びコマーシャル・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社19社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は2,533,223百万円、負債総額(単純合算)は2,532,579百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 開示対象特別目的会社との取引金額等

主な取引の当中間連結会計期間末残高		主な損益	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金(百万円)	1,884,716	貸出金利息(百万円)	9,587
信用枠及び流動性枠(百万円)	935,715	役務取引等収益(百万円)	935

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	263,896.48	276,436.32	307,548.14
1株当たり中間(当期)純利益	円	31,427.85	20,976.50	38,738.64
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	29,482.12	20,208.08	36,828.60

(注) 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円	4,029,147	4,269,419	4,700,394
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	2,188,463	2,341,268	2,555,238
うち優先株式払込 金額	百万円	1,281,680	1,281,680	1,281,680
うち優先配当額	百万円	-	-	67,255
うち少数株主持分	百万円	906,783	1,059,588	1,206,302
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資 産額	百万円	1,840,684	1,928,150	2,145,156
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	6,975	6,975	6,975
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	217,771	146,311	336,569
普通株主に帰属しな い金額	百万円	-	-	67,255
うち優先配当額	百万円	-	-	67,255
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	217,771	146,311	269,313
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	6,929	6,975	6,952
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円	-	-	2,722
うち優先配当額	百万円	-	-	2,722
普通株式増加数	千株	457	265	434
うち優先株式	千株	457	265	434
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要				

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>1. 当行は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、全額引受けすることを決議し、12月6日に払込を実施いたしました。</p> <p>今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。</p> <p>2. 当行連結子会社であるみずほ証券株式会社と持分法適用関連会社である新光証券株式会社は、現在両社にて合併比率の見直し等に係る協議を行っておりますが、平成19年12月20日に両社の取締役会において、平成20年1月1日と予定していた本合併の効力発生日を平成20年5月7日に延期することを決定いたしました。</p>	<p>当行は、平成19年4月20日に、当行保有の海外特別目的子会社が発行した優先出資証券の償還に関する取締役会決議を行いました。償還される優先出資証券の概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 発行体 Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited</p> <p>(2) 発行証券の種類 配当非累積型永久優先出資証券</p> <p>(3) 償還総額 Series B 69,750百万円 Series B 54,400百万円</p> <p>(4) 償還予定日 平成19年6月29日</p> <p>(5) 償還理由 任意償還期日到来による</p>

(2) 【その他】

該当事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	9	2,112,154	3.33	1,666,957	2.52	2,029,748	3.07
コールローン		384,959	0.61	292,767	0.44	290,596	0.44
買現先勘定		1,402,515	2.21	2,348,257	3.54	1,742,202	2.64
債券貸借取引支払保証金		1,158,443	1.83	1,515,841	2.29	1,614,829	2.44
買入金銭債権		212,813	0.34	215,445	0.33	204,962	0.31
特定取引資産	2,9	3,157,435	4.98	3,030,709	4.57	2,559,277	3.87
金銭の信託		3,950	0.01	2,024	0.00	2,362	0.00
有価証券	1,2, 9,17	17,774,802	28.03	17,877,411	26.98	19,457,137	29.43
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9,10	28,099,488	44.31	29,095,862	43.91	28,734,856	43.46
外国為替	8	636,116	1.00	613,435	0.93	752,828	1.14
金融派生商品		3,425,903	5.40	3,781,063	5.71	3,633,362	5.50
その他資産	9	1,450,876	2.29	1,417,642	2.14	1,180,165	1.78
有形固定資産	11, 12,15	121,906	0.19	121,943	0.18	122,416	0.19
無形固定資産		62,803	0.10	69,550	0.11	67,497	0.10
債券繰延資産		0	0.00	0	0.00	0	0.00
支払承諾見返	17	3,722,407	5.87	4,495,407	6.78	4,072,678	6.16
貸倒引当金		316,192	0.50	284,208	0.43	353,347	0.53
投資損失引当金		958	0.00	65	0.00	100	0.00
資産の部合計		63,409,424	100.00	66,260,046	100.00	66,111,474	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	9	18,852,054	29.73	19,179,872	28.95	19,257,823	29.13
譲渡性預金		7,694,686	12.14	7,395,832	11.16	7,369,439	11.15
債券		3,795,920	5.99	2,689,560	4.06	3,203,020	4.85
コールマネー	9	6,726,155	10.61	8,965,344	13.53	8,811,369	13.33
売現先勘定	9	5,654,790	8.92	5,743,167	8.67	6,072,047	9.19
債券貸借取引受入担保金	9	2,172,289	3.43	979,792	1.48	1,233,785	1.87
特定取引負債		1,972,850	3.11	2,299,708	3.47	1,922,795	2.91
借入金	9,13	3,909,729	6.17	4,404,671	6.65	4,424,227	6.69
外国為替		209,219	0.33	196,594	0.30	356,761	0.54
短期社債		343,800	0.54	602,000	0.91	402,600	0.61
社債	14	444,664	0.70	1,059,554	1.60	738,809	1.12
金融派生商品		3,560,634	5.62	3,997,010	6.03	3,901,709	5.90
その他負債		1,042,246	1.64	845,730	1.28	629,368	0.95
賞与引当金		2,509	0.00	3,120	0.00	2,751	0.00
役員退職慰労引当金				2,048	0.00	2,381	0.00
貸出金売却損失引当金				23,468	0.03		
偶発損失引当金		19,625	0.03	4,900	0.01	1,376	0.00
繰延税金負債		110,121	0.17	94,994	0.14	180,984	0.27
再評価に係る繰延税金負債	15	27,529	0.04	27,140	0.04	27,475	0.04
支払承諾	17	3,722,407	5.87	4,495,407	6.78	4,072,678	6.16
負債の部合計		60,261,235	95.04	63,009,918	95.09	62,611,407	94.71
(純資産の部)							
資本金		1,070,965	1.69	1,070,965	1.62	1,070,965	1.62
資本剰余金		330,334	0.52	330,334	0.50	330,334	0.50
資本準備金		330,334		330,334		330,334	
利益剰余金		880,281	1.39	964,475	1.45	990,210	1.49
利益準備金		30,700		70,700		30,700	
その他利益剰余金		849,581		893,774		959,510	
繰越利益剰余金		849,581		893,774		959,510	
株主資本合計		2,281,580	3.60	2,365,774	3.57	2,391,510	3.61
その他有価証券評価差額金		876,244	1.38	894,497	1.35	1,135,629	1.72
繰延ヘッジ損益		47,933	0.08	47,873	0.07	65,292	0.10
土地再評価差額金	15	38,297	0.06	37,729	0.06	38,218	0.06
評価・換算差額等合計		866,608	1.36	884,353	1.34	1,108,556	1.68
純資産の部合計		3,148,189	4.96	3,250,127	4.91	3,500,066	5.29
負債及び純資産の部合計		63,409,424	100.00	66,260,046	100.00	66,111,474	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		809,531	100.00	1,078,153	100.00	1,804,217	100.00
資金運用収益		580,317		765,280		1,282,775	
(うち貸出金利息)		(293,482)		(380,883)		(646,336)	
(うち有価証券利息配当金)		(184,328)		(266,105)		(421,362)	
役務取引等収益		78,071		86,298		175,401	
特定取引収益		33,502		73,841		96,961	
その他業務収益		35,771		62,591		65,061	
その他経常収益	2	81,868		90,141		184,018	
経常費用		608,042	75.11	889,318	82.49	1,490,608	82.62
資金調達費用		423,107		615,219		976,269	
(うち預金利息)		(180,772)		(231,933)		(399,333)	
(うち債券利息)		(17,404)		(11,587)		(32,032)	
役務取引等費用		19,467		20,201		39,836	
特定取引費用		2,996		1,587		4,160	
その他業務費用		25,325		49,132		52,062	
営業経費	1	119,130		125,154		237,866	
その他経常費用	3	18,015		78,022		180,412	
経常利益		201,488	24.89	188,835	17.51	313,609	17.38
特別利益	4	98,891	12.22	23,718	2.20	133,063	7.38
特別損失	5	1,202	0.15	537	0.05	3,159	0.18
税引前中間(当期)純利益		299,177	36.96	212,015	19.66	443,513	24.58
法人税、住民税及び事業税		19	0.00	19	0.00	38	0.00
法人税等調整額		85,877	10.61	38,216	3.54	120,343	6.67
中間(当期)純利益		213,280	26.35	173,779	16.12	323,131	17.91

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
平成18年3月31日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	-	330,334	5,000	790,060	795,060	-	2,196,359	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	25,700	153,817	128,117	-	128,117	
中間純利益	-	-	-	-	-	213,280	213,280	-	213,280	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	58	58	-	58	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	-	-	25,700	59,521	85,221	-	85,221	
平成18年9月30日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	-	330,334	30,700	849,581	880,281	-	2,281,580	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 （百万円）	939,519	-	38,355	977,875	3,174,234
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	128,117
中間純利益	-	-	-	-	213,280
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	58
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	63,275	47,933	58	111,267	111,267
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	63,275	47,933	58	111,267	26,045
平成18年9月30日 残高 （百万円）	876,244	47,933	38,297	866,608	3,148,189

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成19年3月31日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	-	330,334	30,700	959,510	990,210	2,391,510
中間会計期間中の変動額								
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	40,000	240,005	200,004	200,004
中間純利益	-	-	-	-	-	173,779	173,779	173,779
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	489	489	489
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	-	-	-	-	40,000	65,736	25,735	25,735
平成19年9月30日 残高 （百万円）	1,070,965	330,334	-	330,334	70,700	893,774	964,475	2,365,774

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高 （百万円）	1,135,629	65,292	38,218	1,108,556	3,500,066
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	200,004
中間純利益	-	-	-	-	173,779
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	489
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	241,132	17,418	489	224,202	224,202
中間会計期間中の変動額合計 （百万円）	241,132	17,418	489	224,202	249,938
平成19年9月30日 残高 （百万円）	894,497	47,873	37,729	884,353	3,250,127

（注）平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余 金合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	1,070,965	330,334	-	330,334	5,000	790,060	795,060	-	2,196,359	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	25,700	153,817	128,117	-	128,117	
当期純利益	-	-	-	-	-	323,131	323,131	-	323,131	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	136	136	-	136	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計 (百万円)	-	-	-	-	25,700	169,450	195,150	-	195,150	
平成19年3月31日 残高 (百万円)	1,070,965	330,334	-	330,334	30,700	959,510	990,210	-	2,391,510	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	939,519	-	38,355	977,875	3,174,234
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	128,117
当期純利益	-	-	-	-	323,131
自己株式の取得	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	136
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	196,109	65,292	136	130,680	130,680
事業年度中の変動額合計 (百万円)	196,109	65,292	136	130,680	325,831
平成19年3月31日 残高 (百万円)	1,135,629	65,292	38,218	1,108,556	3,500,066

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当事業年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
	(2) 有価証券運用を主目的とする 単独運用の金銭の信託において 信託財産として運用されている 有価証券の評価は、時価法によ り行っております。	(追加情報) 従来、「時価のない有価証 券」として取得原価で計上して いたその他有価証券について、 昨今の著しい市場環境の変化に より生じるその他有価証券評価 差額の重要性及び市場価格に準 ずるものとして合理的に算定さ れた価額(ブローカー又は情報 ベンダーから入手する評価等) の入手可能性が増したことから、 会計基準の国際的な収斂に向 けた動向等にも鑑み、市場価 格に準ずるものとして合理的に 算定された価額が得られたもの は当該価額を以って評価して おります。これにより、買入金 銭債権が123百万円増加すると ともに、有価証券が11,430 百万円、その他有価証券評価 差額金が6,710百万円、繰延 税金負債が4,596百万円減少 しております。 なお、時価評価を行わない有 価証券のうち、下記6.に記載 の有価証券の私募(金融商品 取引法第2条第3項)による社 債等については貸倒引当金を 計上しております。	(2) 同左
3. デリバティブ取引の評価 基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引 目的の取引を除く)の評価は、 時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の 方法	(1) 有形固定資産 動産については定率法を採用 し、建物については定額法を採 用し、年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上して おります。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	(1) 有形固定資産 動産については定率法を採用 し、建物については定額法を採 用し、年間減価償却費見積額を 期間により按分し計上して おります。 また、主な耐用年数は次の とおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、 平成19年4月1日以後に取得 した有形固定資産については、 改正後の法人税法に基づく償 却方法により減価償却費を計 上しております。この変更によ り、経常利益及び税引前中間 純利益は、従来の方法によ った場合に比べ130百万円 減少しております。	(1) 有形固定資産 動産については定率法を採用 し、建物については定額法を採 用しております。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ306百万円減少しております。 (2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	(1) (会計方針の変更) 債券発行費用は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用し、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。 (2) 社債発行費は発生時に全額費用として処理しております。 (3) (会計方針の変更) 社債発行差金は従来、資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度及び中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。 (2) 同左 (3) 社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	(1) (会計方針の変更) 債券繰延資産(債券発行費用)は従来、資産として計上し、旧商法施行規則の規定する最長期間内の一定期間で償却を行っていましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用し、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費用は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し一定期間で償却を行っております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。 (2) 同左 (3) (会計方針の変更) 社債発行差金は従来、資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>		<p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項(中間貸借対照表関係)5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び注記事項(中間貸借対照表関係)5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び注記事項(貸借対照表関係)5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は279,287百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は274,560百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は290,019百万円であります。</p> <p>上記債権には、有価証券のうち、当行が保証を付している私募（証券取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金（含む前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。	(4) 退職給付引当金（含む前払年金費用） 同左	(4) 退職給付引当金（含む前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10～12年）による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(5) 役員退職慰労引当金 (会計方針の変更) 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)の公表等を機に「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が公表されたことを踏まえ、当事業年度より内規に基づく事業年度末の支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益は2,381百万円減少しております。
		(6) 貸出金売却損失引当金 昨今の著しい市場環境の変化に鑑み、売却予定貸出金について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
	(7) 偶発損失引当金 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。	(7) 偶発損失引当金 同左	(7) 偶発損失引当金 同左
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は215,970百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は199,461百万円(同前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は137,219百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は122,007百万円(同前)であります。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(1) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(2) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は172,666百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は156,374百万円(同前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ) 内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>	<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ハ) 内部取引等 同左</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は3,196,122百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。</p> <p>当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は3,565,358百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準)</p> <p>「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無 尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平 成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する 事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間 から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上し ていたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除 のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示 しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」ま たは「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア等は、 「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 851,610百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、その他の証券、及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計46,441百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,910,229百万円、再貸付けに供している有価証券は2,528百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは1,292,579百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,904百万円、延滞債権額は73,721百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は245,288百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 930,021百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の株式、その他の証券、及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計33,567百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,528,020百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは2,746,443百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,120百万円、延滞債権額は218,776百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権の対象となる債権はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は234,725百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 関係会社の株式及び出資総額 855,953百万円</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「その他の証券」及び「商品有価証券」に合計42,723百万円含まれております。 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,586,270百万円、再貸付けに供している有価証券は2,463百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,473,883百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,640百万円、延滞債権額は274,035百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は59百万円です。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は219,458百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																																																						
<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は322,914百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は444,788百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="159 1008 510 1120"> <tr><td>特定取引資産</td><td>912,052百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,176,409百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,722,286百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="159 1142 510 1344"> <tr><td>預金</td><td>43,035百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>857,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,246,728百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受</td><td>1,879,923百万円</td></tr> <tr><td>入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,307,900百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」9,074百万円、「有価証券」1,342,780百万円及び「貸出金」343,328百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は31,624百万円、保証金は17,336百万円及びデリバティブ取引差入担保金は234,858百万円であります。</p>	特定取引資産	912,052百万円	有価証券	7,176,409百万円	貸出金	1,722,286百万円	預金	43,035百万円	コールマネー	857,000百万円	売現先勘定	4,246,728百万円	債券貸借取引受	1,879,923百万円	入担保金		借入金	1,307,900百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は456,622百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は、862,306百万円であります。また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、700,392百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は384,592百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="590 1008 941 1120"> <tr><td>特定取引資産</td><td>738,354百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,868,054百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,297,030百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="590 1142 941 1344"> <tr><td>預金</td><td>33,742百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>1,164,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,846,261百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受</td><td>785,084百万円</td></tr> <tr><td>入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,569,100百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,387百万円、「有価証券」1,285,938百万円及び「貸出金」637,628百万円を差し入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は37,087百万円、保証金は18,174百万円及びデリバティブ取引差入担保金は326,799百万円であります。</p>	特定取引資産	738,354百万円	有価証券	7,868,054百万円	貸出金	1,297,030百万円	預金	33,742百万円	コールマネー	1,164,000百万円	売現先勘定	4,846,261百万円	債券貸借取引受	785,084百万円	入担保金		借入金	1,569,100百万円	<p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は497,195百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したのとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、719,722百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は432,312百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="1" data-bbox="1021 1008 1372 1120"> <tr><td>特定取引資産</td><td>456,539百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>7,941,681百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,559,775百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="1" data-bbox="1021 1142 1372 1344"> <tr><td>預金</td><td>49,475百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>1,127,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,072,986百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受</td><td>1,149,460百万円</td></tr> <tr><td>入担保金</td><td></td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,470,000百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,428百万円、「有価証券」1,652,915百万円及び「貸出金」360,776百万円を差し入れております。</p> <p>子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうち保証金は17,389百万円、デリバティブ取引差入担保金は307,713百万円であります。</p>	特定取引資産	456,539百万円	有価証券	7,941,681百万円	貸出金	1,559,775百万円	預金	49,475百万円	コールマネー	1,127,000百万円	売現先勘定	5,072,986百万円	債券貸借取引受	1,149,460百万円	入担保金		借入金	1,470,000百万円
特定取引資産	912,052百万円																																																							
有価証券	7,176,409百万円																																																							
貸出金	1,722,286百万円																																																							
預金	43,035百万円																																																							
コールマネー	857,000百万円																																																							
売現先勘定	4,246,728百万円																																																							
債券貸借取引受	1,879,923百万円																																																							
入担保金																																																								
借入金	1,307,900百万円																																																							
特定取引資産	738,354百万円																																																							
有価証券	7,868,054百万円																																																							
貸出金	1,297,030百万円																																																							
預金	33,742百万円																																																							
コールマネー	1,164,000百万円																																																							
売現先勘定	4,846,261百万円																																																							
債券貸借取引受	785,084百万円																																																							
入担保金																																																								
借入金	1,569,100百万円																																																							
特定取引資産	456,539百万円																																																							
有価証券	7,941,681百万円																																																							
貸出金	1,559,775百万円																																																							
預金	49,475百万円																																																							
コールマネー	1,127,000百万円																																																							
売現先勘定	5,072,986百万円																																																							
債券貸借取引受	1,149,460百万円																																																							
入担保金																																																								
借入金	1,470,000百万円																																																							

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は31,281,548百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが24,953,012百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 87,631百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,233百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,196,588百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債123,060百万円が含まれております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,179,199百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,733,823百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 88,065百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,203百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,261,265百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債123,065百万円が含まれております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は33,465,095百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが25,299,988百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. 有形固定資産の減価償却累計額 85,605百万円</p> <p>12. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,218百万円</p> <p>13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,450,559百万円が含まれております。</p> <p>14. 社債には、劣後特約付社債123,062百万円が含まれております。</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>16. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・ミディアム・チーム・ノート・プログラムに関し、当行はキープウエル契約を両社と締結しております。当中間会計期間末における本プログラムに係る社債発行残高は417,669百万円であります。</p>	<p>15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>16. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・ミディアム・チーム・ノート・プログラムに関し、当行はキープウエル契約を両社と締結しております。当中間会計期間末における本プログラムに係る社債発行残高は571,528百万円であります。</p> <p>17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は40,304百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ24,394百万円減少します。</p>	<p>15. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,333百万円</p> <p>16. 当行の子会社であるみずほ証券株式会社及びみずほインターナショナル・ピーエルシーの共同ユーロ・ミディアム・チーム・ノート・プログラムに関し、当行はキープウエル契約を両社と締結しております。当事業年度末における本プログラムに係る社債発行残高は507,534百万円であります。</p> <p>17. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は35,094百万円であります。 (追加情報) なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ35,094百万円減少しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)												
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="159 280 510 347"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,748百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>11,940百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益74,475百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、株式等償却5,867百万円及び外国所得税4,548百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金純取崩額52,059百万円、償却債権取立益34,806百万円及び偶発損失引当金純取崩額12,023百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失は、固定資産処分損752百万円及び減損損失450百万円であります。</p>	有形固定資産	2,748百万円	無形固定資産	11,940百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="590 280 925 347"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>3,992百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>10,369百万円</td> </tr> </table> <p>2. その他経常収益には、株式等売却益74,267百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他経常費用には、貸出金売却損失引当金繰入額23,468百万円、株式等償却19,607百万円、貸出金償却12,810百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、貸倒引当金戻入益15,638百万円、償却債権取立益7,029百万円を含んでおります。</p> <p>5. 特別損失には、固定資産処分損499百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	3,992百万円	無形固定資産	10,369百万円	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="1021 280 1372 347"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>6,599百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>24,926百万円</td> </tr> </table> <p>3. その他経常費用には、外国所得税8,842百万円及び信用リスク減殺に係る費用6,856百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別利益には、退職給付信託返還益55,303百万円、偶発損失引当金純取崩額27,917百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	6,599百万円	無形固定資産	24,926百万円
有形固定資産	2,748百万円													
無形固定資産	11,940百万円													
有形固定資産	3,992百万円													
無形固定資産	10,369百万円													
有形固定資産	6,599百万円													
無形固定資産	24,926百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

当行の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
第六回第六種優先株式		31	31		注
合 計		31	31		

注 無償取得及び消却によるものであります。

当中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

該当ありません。

前事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度 末株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度 末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
第六回第六種優先株式		31	31		注
合 計		31	31		

注 無償取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 8,659百万円 その他 4百万円 合計 8,663百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 6,739百万円 その他 1百万円 合計 6,741百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,919百万円 その他 2百万円 合計 1,921百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,337百万円 1年超 2,097百万円 合計 3,434百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,211百万円 減価償却費相当額 813百万円 支払利息相当額 66百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 14,763百万円 1年超 49,176百万円 合計 63,940百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,134百万円 その他 7百万円 合計 5,142百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 4,041百万円 その他 2百万円 合計 4,044百万円 中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,093百万円 その他 4百万円 合計 1,097百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,179百万円 1年超 965百万円 合計 2,145百万円 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 650百万円 減価償却費相当額 610百万円 支払利息相当額 35百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 15,405百万円 1年超 43,242百万円 合計 58,647百万円 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 5,040百万円 その他 4百万円 合計 5,045百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 3,781百万円 その他 2百万円 合計 3,783百万円 期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,259百万円 その他 2百万円 合計 1,261百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 1,034百万円 1年超 1,360百万円 合計 2,394百万円 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 1,895百万円 減価償却費相当額 1,229百万円 支払利息相当額 93百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 15,042百万円 1年超 46,595百万円 合計 61,638百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	38,608	26,924

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	42,080	30,396

(注) 時価は、当中間会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

前事業年度末(平成19年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	51,647	39,963

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	当行は平成19年12月5日開催の取締役会において、連結子会社であるみずほ証券株式会社の第三者割当増資1,500億円について、全額引受けすることを決議し、12月6日に払込を実施いたしました。 今回の増資は、みずほ証券グループ全体の自己資本の充実並びに業務基盤の強化を図ることを目的としたものです。	

(2)【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日） 平成19年6月27日関東財務局長に提出

(2) 訂正報告書

平成19年1月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書 平成19年4月3日関東財務局長に提出

平成18年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書 平成19年7月30日関東財務局長に提出

平成18年12月27日提出の半期報告書に係る訂正報告書 平成19年7月30日関東財務局長に提出

平成19年6月27日提出上記(1)の有価証券報告書に係る訂正報告書 平成19年7月30日関東財務局長に提出

平成19年1月16日提出の臨時報告書及び平成19年4月3日提出の上記臨時報告書に係る訂正報告書に係る訂正報告書
平成19年12月21日関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成19年4月3日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成19年6月27日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成19年7月30日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る訂正発行登録書 平成19年12月21日関東財務局長に提出

(4) 発行登録追補書類及びその添付書類

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類 平成19年4月17日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類 平成19年7月19日関東財務局長に提出

平成19年1月29日提出の発行登録書に係る発行登録追補書類 平成19年10月17日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 貞彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 貞彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松重 忠之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江見 睦生 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。